

# 平成18年田村市議会3月定例会会議録

(第3号)

○会議月日 平成18年2月22日(水曜日)

## ○出席議員(67名)

議長	三瓶利野		
2番	木村高雄議員	3番	箭内幸一議員
4番	佐藤貴夫議員	5番	渡邊勝議員
6番	吉田一郎議員	7番	佐藤喬議員
8番	佐藤義博議員	9番	佐藤忠議員
10番	先崎温容議員	11番	永山弘議員
12番	吉田紳太郎議員	13番	遠藤文雄議員
14番	石井市郎議員	15番	新田耕司議員
16番	本田芳一議員	17番	秋元正登議員
18番	根本浩議員	19番	橋本紀一議員
21番	新田秋次議員	22番	石井俊一議員
23番	橋本善正議員	24番	松本道男議員
25番	吉田文夫議員	26番	渡辺勇三議員
27番	小林清八議員	28番	村上好治議員
29番	猪瀬明議員	30番	宗像清二議員
31番	渡辺ミヨ子議員	32番	松本敏郎議員
33番	小林寅賢議員	34番	松本熊吉議員
35番	宗像宗吉議員	36番	本田仁一議員
37番	浦山行男議員	38番	白岩行議員
39番	横井孝嗣議員	40番	白岩吉治議員
41番	石井喜壽議員	42番	本田正一議員
43番	吉田忠議員	44番	白石治平議員
45番	渡邊鐵藏議員	46番	早川栄二議員

48番	箭内仁一	議員	49番	村越崇行	議員
50番	長谷川元行	議員	51番	橋本文雄	議員
52番	石井忠治	議員	53番	安藤勝	議員
54番	半谷理孝	議員	55番	吉田豊	議員
56番	佐久間金洋	議員	57番	照山成信	議員
58番	佐藤孝義	議員	59番	松本哲雄	議員
60番	大和田一夫	議員	61番	渡邊文太郎	議員
62番	安藤嘉一	議員	63番	佐藤弥太郎	議員
64番	面川俊和	議員	65番	松崎功	議員
66番	宗像公一	議員	67番	柳沼博	議員
68番	橋本吉村	議員	69番	菅野善一	議員

○欠席議員（2名）

1番	七海博	議員	47番	吉田正直	議員
----	-----	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥暲	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部 保健課長	加藤与市	生活福祉部 福祉課長	本田正
産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣	産業建設部 下水道課長	渡辺行雄

産業建設部			
産業課長補佐	吉田英一	出納室長	宗像トク子
教育委員長	白岩正信	教育長	大橋重信
教育次長兼教育総務課長		教育委員会事務局	
事務取扱	宗像泰司	学校教育課長	佐久間光春
教育委員会事務局参事		教育委員会事務局	
兼生涯学習課長	堀越則夫	教育総務課長補佐	遠藤卓
選挙管理委員会			
事務局長	佐藤健吉	代表監査委員	武田義夫
監査委員事務局長	白石喜一	農業委員会会長	宗像紀人
農業委員会		農業委員会	
事務局長	塚原正	事務局総務課長	根本徳位
水道事業所長	助川俊光		

---

#### ○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	石井孝行	主任主査	斎藤忠一
主事	渡辺誠	主事	大越貴子

---

#### ○議事日程

日程第1 一般質問

---

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時00分 開議

#### ○議長（三瓶利野） おはようございます。

都合により54番半谷理孝君、65番松崎 功君は、出席がなくなります。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は、1番七海 博君、47番吉田正直君であります。

所用により選挙管理委員長鈴木季一君は、本日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員は65名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第3号）のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により、22番石井俊一君の発言を許します。石井俊一君。

（22番 石井俊一議員 登壇）

○22番（石井俊一） おはようございます。22番石井俊一でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておきました事項につきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、1件、5点であります。1点ごとに御答弁をいただきまして、再質問をする場合にはしまして、論議を深めたいと、かように思いますので、そのように取り計らいをお願いします。

それでは、始めさせていただきます。

介護保険制度改正並びに介護保険事業運営に関する田村市の対応についてでございます。

全国的に高齢化が進行する中で、我が田村市も高齢者が占める割合が増加し、今後ますます増加傾向にあります。

また、国は、昨年、介護保険法の一部改正を行い、既に施行されたものもありますが、本年4月1日から施行されるものもあります。これら介護保険法の改正並びに田村市における介護保険事業についてお伺いいたします。

1点目、本年4月1日から施行される介護保険制度の概要と、それに対応した田村市の基本方針及び18年度に取り組む具体的な施策内容をお伺いいたします。（「石井俊一議員に申し上げます。質問は1件、5点でありますので、1点ごとにやりますので、5点一括して質問をしていただいて……」の声あり）全部、5点やっていいですか。（「5点続けてやっていただきたいと思います」の声あり）私は、1点ごとに論議を深めたかったんですが。（「それはそうでなく、やり方がそういうことになっていますので、5点続けて質問をしてください」の声あり）はい、わかりました。

それでは、次に2点目、田村市の高齢者数及び高齢化率についての現状及び今後の推計をお示し願いたい。

3点目、田村市では、ますます高齢者の割合が増加すると考えられます。そして、介護を必要とする高齢者が増加すると予測されます。また、介護保険制度が改正されたことに伴う介護サービスの提供と民間供給体制は十分であるのか。十分でないとするならば、今後の対応方策をお伺いいたします。

4点目、核家族が増加していることに伴い、高齢者単独世帯の増加傾向にあるのが現実であります。これにより、今後は老人福祉施設を利用する割合が高くなっていくと考えられますが、田村市の高齢者世帯並びにひとり暮らし世帯の状況はどのようになっているのか、その実態調査は行っているのか、また、施設入所待機者の状況及び今後の動向についてお伺いいたします。さらに、その施設の整備促進について、どう取り組むのかお伺いいたします。

次に、この介護保険制度が施行されてから、第1期は平成12年であります。そのときに、私も、大越町の介護計画の策定委員としてその策定に参加したという経緯があるわけでありまして、とりわけこの介護保険制度の重要性については認識をしておりますし、また、第2期目の介護策定計画におきましても委員を務めたということでありまして、5点目は、そういうことを念頭に置きまして質問させていただきます。

5点目、介護保険事業については、その根幹となる田村市の介護保険事業計画策定が進められていると思いますが、その計画書はいつの時点で示されるのか。その中に介護サービスの供給体制充実及び施設整備促進が明記されているのか伺います。

また、私がこの一般質問をやるにつけて、この締め切りが13日だったということで、介護保険制度の条例改正、これについては15日の代表者会議において、この料金等について示されたわけでありまして、ですので、若干何というんですか、聞き方としては、卵が先か鶏が先かの議論になるわけでありまして、特に私が考えるのは、条例改正案がまだ出されていないということでありまして、いずれ、これは今会議で、会期中に追加されるというふうに思いますが、また、そういうことからお聞きをするわけでありまして、今回配付された議会資料には、18年度の介護保険特別会計予算書が配付されました。当然、先ほどの介護保険事業計画の内容が十分反映された予算であると考えられますが、それに伴う保険料の改定が必然であると思いますが、先ほど申し上げましたように、介護保険条例の改正はどのようになっているのか、また、保険料の改定についてはどうなっているのか、若干代表者会議で説明は受けておりますが、そういうことで一般質問しているということでお答えを願いたいと、こういうふうに思います。以上でございます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 22番石井俊一議員の介護保険制度改正並びに介護保険事業運営に関する田村市の対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、平成18年4月1日から施行される介護保険制度の概要と、田村市の基本方針及び平成18年度に取り組む具体的な施策内容について申し上げます。

介護保険制度改正の概要であります。第1点として、予防給付の対象者、内容、マネジメント体制の見直しを行うことなどにより、介護保険制度予防重視型へ転換することです。

第2点としては、認知症の高齢者の増加等に対応し、身近な生活圏域単位で新たなサービス体系を確立するために、県が事業者の指定などを行うこれまでのサービス体系に加え、市町村長が事業者を指定し、指導監督などを行うことができる地域密着型サービスを創設するものであります。

第3点として、サービスの質の確保、向上を図るために、介護サービス事業者等の指定などについて、更新制を設けるとともに、介護サービス事業者についての情報の公表を義務づける内容であります。

また、田村市の基本方針及び平成18年度に取り組む具体的な施策内容について申し上げます。

田村市の介護保険事業に係る基本方針といたしましては、要介護状態となった高齢者などが、尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができることを目的としている介護保険法の基本理念に沿って施策を進めていくことを基本方針とし、施策につきましては、介護予防事業などにより要介護者の認定率の抑制を図り、要介護度が重度化しないよう努め、いつまでも生きがいに満ちた元気な高齢者として地域で生活できるよう支援することで、介護給付費の抑制を図ることとしております。

また、介護保険制度について、広報やパンフレットなどによる情報提供を通して市民の皆様にご理解をいただきながら、保険料の収納体制の充実を図り、収納率の向上を図ってまいります。

次に、田村市の高齢者数及び高齢化率と現状及び今後の推計について申し上げます。

平成18年1月31日現在の65歳以上の高齢者人口は1万1,595人で、高齢化率が26.3%となっております。

また、今後の推計であります。少子高齢化によって高齢者数は増加し、若年層は減少

の一途をたどると見ております。まず、平成20年度までに高齢者人口が 253人増加し、1万 1,848人となり、高齢化率は27.4%となると推計いたしております。

次に、介護サービスの提供と民間供給体制が十分であるのか。十分でない場合の対応策について、田村市の高齢者世帯並びにひとり暮らし世帯の状況はどうなっているのか、実態調査は行っているのか、施設入所待機者の状況及び今後の動向について、さらにその施設の整備促進の取り組みについて申し上げます。

田村市の65歳以上の高齢者世帯の状況につきましては、平成17年4月段階で、高齢者世帯が 1,089世帯、そのうちのひとり暮らし世帯数は 631世帯となっております。高齢者世帯並びにひとり暮らしに関する実態調査につきましては、毎年、年度当初に民生委員が訪問調査を実施しており、さらに、今年度から各行政局の単位老人クラブに委託して、友愛訪問活動などによる実態の把握に努めております。

田村市の介護サービスの供給の体制であります、居宅介護サービス事業所としては、居宅介護支援事業者が市内で11事業所、訪問介護事業所が10事業所、通所介護事業所で8事業所などがあります。市内各行政局管内に最低1事業所ありますので、おおむね供給を満たしていると考えられます。

また、田村市内にある各施設の待機数については、重複して申し込みしておりますが、特別養護老人ホーム2施設で 251名、また、老人保健施設2施設で 105名、療養型医療施設1施設で17名、認知症対応型グループホームは市内6施設で3名となっております。

今後の動向につきましては、平成18年9月に常葉町に特別養護老人ホームが開設されることから、50床の定員がふえる予定であります。また、県中地域では、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業期間中に、特別養護老人ホームが田村市以外に4カ所、老人保健施設が1カ所などの建設が見込まれており、広域的な施設であることから、田村市民の利用も可能であると考えており、施設整備につきましては、今後、待機者の動向、施設整備の動向、高齢者のニーズなど勘案して、長期的な視点から検討させていただきたいと考えております。

次に、田村市介護保険事業計画書はいつ示されるのか、介護サービスの供給体制充実及び施設整備促進について明記されているのか、介護保険条例の改正についてどうなっているのかについて申し上げます。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画書につきましては、今月の2月20日に田村市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の答申を受けたとこ

ろであります。また、介護サービスの供給確保、施設整備等についても、計画書の中に明記いたしております。また、田村市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、まだ国から政令等の手続について通知が来ておりませんので、提案がおくれている理由の一つであります。しかし、今月の2月24日には追加提案ができるものと考えておりますので、第3期介護保険事業計画書については、後ほど議員の皆様にお示しをいたしたいと考えております。

実は、会期が12月定例会は普通であります。3月については2月16日に開会させていただきました。国がもっと早く、もう3年に一度というのはわかっているわけですが、いまだに示してこない、そういうことが多々多くあります。ですから、国の方も、今の予算でなくて、平成19年だとか、もっと早くしていただければ、議員皆様にこのような御心配、あるいは判断等についてもいろいろと御迷惑かけておることも十分承知いたしております。そういう意味で、介護保険制度がまだ国から示されていないということでもありますので、深く御理解を賜りたいと思います。

また、先ほどのお話の中で、介護保険料 3,550円、これは追加提案の中の条例の一部改正でありますので、24日にはお示しできるものと思っておりますが、ただし、国の方でなくてまいると、またこれも議員の皆さんにおわびしなければならないことと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 石井俊一君。

○22番（石井俊一） 再質問させていただきます。

ただいま市長の方から、この介護保険制度の改正に伴う条例改正案につきまして、普通、3月第1回の定例会と申しますと、3月にやるというふうに私も理解しております。今回は、市会議員選挙というふうなことに絡みまして、2月に前倒しということでこの議会が開かれていることは十分承知しておりますが、一つの決まりでありますから、やはり改正案も提案されまして、同時進行でこの改定がされるということが望ましいと、こういうふう考えるわけであります。

そこで、過日、15日の代表者会議の中で、第3期の介護保険料が示されたわけあります。その中で基準保険料、それを基準に申し上げたいと思うんですが、これは、市長がいつも言っているように、基本的には合併協議の中で一元化をするということでやったので、若干、大幅に上がる地域、あるいは上がらない地域ということで、この予算書が策定されたというふうに聞いております。

ちなみに申し上げますと、17年度までにつきましては、第2期の事業計画の中で旧町村単位で行われたということでありまして、かなりの差があったわけでありましたが、今回は、先ほど申し上げたようなことで一元化をしたということで、その趣旨については十分承知しているわけでありましたが、やはり考えますと、この資料を見ますと、船引町 20.34%、常葉町 22.84%、都路町 29.09%、滝根町 36.54%、大越町 48.78%というふうにアップするわけでありまして。これは、ただいま市長の方から話あったように、利用する人が多いということを予想してこういう料金改定になったというふうに思うわけでありまして、やはりこうなった場合に、これは制度上一元化するということではあります、30%近く上がっている都路町、滝根町、大越町につきましては、やはり地元と申しますか、被保険者に対しまして説明責任があるのではないかなというふうに考えるわけでありまして。

特に、この介護保険制度ができたときに、いずれ、これは第2の国保税と同じようになるんでないかということが心配されたわけでありまして。それはどういうことかと申しますと、滞納者が多くなるということでありまして。そういう意味で、これらについて、どのようにとりあえず説明をするのか、あるいは、30%以上上がった地域等については、やはり激変緩和措置がとれなかったのかということも改めてお聞きしたいと、こういうふうに思います。

また、この施設の充実であります、今、常葉地区に老健施設ができるということでありまして、これは、町村合併の前の段階で、各町村にそういう老人施設を整備するというような約束事がされたというふうに聞いております。第2期計画では、大越町では15、16、17年の中にこの老人施設を整備するというような文言が入っていたわけでありまして、今回のこの第3期田村市の計画の中に、そういう施設整備の文言が入っているのか入っていないのか、それについても改めてお聞きしたいと思います。

また、先ほど申し上げたように、第2の国保税のように滞納者がふえるということになりますと、この介護計画、介護保険の事業というものが、もう崩壊するということでありまして、具体的にこの滞納措置についてどうやるのか、そういうことについてもお聞きしたいと思います。

それから、現在の介護保険にかかわる滞納者が、各行政局ごとに何人いて、どのくらいの金額なのか、これをお示し願いたいと思います。

また、先ほど第1点でお聞きしました介護保険法の改正要点で、今後予防事業を重点的

に進めていくんだというような話もありまして、これにつきましても、若干私の方で申し上げたいことがあります。

と申しますのは、大越町は、特殊な、特別な保険事業を長らくやってまいりまして、そういうことで国保税も安い、あるいはこの介護保険の基準保険料、第1期は1,760円、第2期が2,386円ということで、これはどういうことかと申しますと、大越町独自の保険事業、予防事業をやっていたということで、大越町も平成になりましてから、この過疎債を使う、そういう地域指定を受けたということではありますが、元気な老人が多いということから、この国保税並びにこの介護保険税が安かったというふうに私は理解をしているわけでありまして。

過日、分別収集、今度、西部環境センターでプラスチックを燃やすということで、その説明会がありました。その中で、大変分別収集につきましては関心が深くて、地域の婦人の方が集まりまして、その中で、ある婦人の方が、「大越町でやっている健康カレンダーを18年度も配布するんですか」というようなことがありました。それで私は、家に帰って議案書を見たんですが、よくわからなかったんですね。それで、地元の担当者にお聞きしましたところ、「これは予算を上げたんだが、他の町村でやっていないので、これは削られましたので、今回はこの健康カレンダーは配布できません」というような話でありました。

私は、健康カレンダーについては関心がなかったんですが、やはり、地元の婦人の方が、やはり予定表、健康管理についてのいろいろ日々細かなことも書いてありますから、そういうことで、この健康カレンダーについても大変関心が深いということでありまして、やはりこれは、この予防事業の中で、当然今後取り組むべきだろうと、こういうふうに思っております。

そういうことから、きょうは市長に、これは17年度の田村市国民健康保険の方でつくった健康カレンダーです。これは、大越町だけに配布されたそうですが、とにかく持ってきたわけでありまして、ごらんいただければ大変ありがたいなど、こういうふうに思うわけでありまして。特に、この保険事業につきましては、本庁の名前を言っただけでは失礼だと思うんですが、地元の大越町のときに、保健課長として腕を振るった塚原産業建設部長がいるわけでありまして。そういうことで、大越町では、この保険の給付、そういうものを抑えていたという事例がありますから、ただいま市長の方から、予防事業について力を入れていくんだという力強い御答弁をいただきましたので、その点あわせて御質問しますので御答

弁をお願いしたい。これが大越町に配布されている健康カレンダーであります。ひとつ、よろしく。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

かなりの件数があると思いますが、第1点目は、介護保険料の格差の問題をおただしになったものと思っております。旧5町村が集まると、いろんな面で上がる場合と下がる場合がございます。そして、その格差も甚だしい場合もあるし、また小さい場合もあります。じゃあ、それをどうするかというと、合併協議会のときには、介護保険料については、田村市民同じく一律にしたらどうでしょうかということを受けてやった結果が、これから追加提案で条例を提案差上げますが、基準となる保険料が3,550円。これは、確かに大越町の町民の方からすれば、2,300円が3,550円ですから1,250円も上がるというふうなことも考えられます。しかし、これはいろいろと考えてみますと、確かにそれはそれで大越町さんの方では健康カレンダーとか、あるいは健康管理に多大なお力を入れて、そして高齢者の方々が元気でいられるということは、田村市としても、それを見習っていかねばならないと考えております。

そういう中で、格差の問題についてはいろいろとありますが、介護保険料についても、またこれも格差になりますと、いろんな市民から「なぜあの地域」とか、あるいは「じゃあ、地域振興基金を充当しないのか」とか、いろいろとあろうと思いますが、ただ、介護保険料については、ほかの福島県内の他の市よりも高いと思っております。それは、利用される方が十分に利用できると思って、利用率が高ければ、保険料の方も、当然40歳以上の方もお支払いが高くなっていくというふうに御理解いただきたいと思っております。そしてまた、施設ができることによって、かなりその地域が違ってくると思います。例えば、先ほどおただしのように、その地域で施設がないと、他の地域にお預けすることになる。そうすると、家族の方がそこに行く不便さもあるということがあって、在宅で介護されている方もおるのかと思っておりますが、そういう介護保険料については、まず、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それから、第2点の施設の充実であります。14、15、16年度に大越町の方にというふうな話は、今初めてお聞きいたしまして、田村福祉会としても、次はどこにやるというのは決定したことは、私は旧町村会の中でも聞いておりません。いずれにしても、三春、そして今の都路町、小野町、船引町にあります。旧町村ですから、田村福祉会としては、旧

町村ごとに一つぐらいはなければならぬんじゃないでしょうかということから、今回は常葉町というふうなことになるので、これを田村市として引き受けたわけでありますので、御理解いただきたいと思います。

その後、じゃあどうするのかと。田村市で取り組むのか、田村福祉会で取り組むのかについては、今後検討課題とさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、施設が大越の方にありません。そういうことも十分認識いたしておりますし、またこれが田村福祉会あるいは田村市として取り組むかは、公設民営にするのか、あるいは民間を誘致するのか、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それから、滞納者がふえると崩壊すると。当然のことです。そしてまた、この金額、保険料については、国の支援が25%、一般財源で投入できるもの、そして県が12.5%、市が12.5%ですから、本来は一般財源をもっと多く投入して、介護保険を支払う方の負担を軽減したいと考えておりますが、これは法律の中で決められており、それ以外には、いわゆる自治体の中の40歳以上で支払ってくださいということになります。

となりますと、本音で言うと、先ほどお話しのように我が町は安かったと。それは、人口がこれからどんどん少なくなっていくと、それで支えていけるかどうかということから5町村が合併して、例えば、船引町の上げ幅が少ないとか常葉の上げ幅とか、いろんな各場面があります。しかし、分母と分子の関係を考えていただきたいと思います。それは、これから、小さな今までの村とかが大きな母体として、いわゆる支払う能力が確かに一挙に上がる、そういう立場も私も御理解はしておりますが、ただ、そういうふうなことから、今後の介護保険について、田村市として介護予防の方に力を入れながら、そして滞納者がふえないような施策をとってまいりたいと思っております。滞納者がふえると、確かに介護保険制度そのものが崩壊してまいりますので、我々も力を入れてそれに対応していきたいと思っております。

それから、滞納者が何人いるかについては、今のところ、きょう、ここに資料がないものですから、甚だ失礼ではありますが、後日でもよろしければ御理解いただきたいと思ます。

それから、介護予防について、確かに今、健康カレンダーについてお話いただきました。先ほど申し上げましたように、各旧町村で、いわゆる健康が一番大事であります。そういうことは、介護保険のみならず、介護予防というふうな立場以外にも、健康診断のあり方についても、私も来年度検討して、再来年度当たりから、いろんな後図を決めていき

たいというのが頭の中にもありますので、いまして時間をいただきたいということがございます。いずれにいたしましても、今いただいた健康カレンダーが、田村市の方としてどう取り組んでいけるのかも今後の課題と。そしてまた、よい提案をいただきましたことに御礼申し上げます、回答になったかどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、国の方の基準がまだ示されていないということから、ただ、先に予算も計上させて提案させていただいたのはほぼ確定であります、国の方のいわゆる政令とかがまだ来ておりませんので、提案できない理由もお含みいただきたいと思います。

○議長（三瓶利野） 石井俊一君。

○22番（石井俊一） ただいま市長の方からいろいろと御答弁をいただきました。その中で、この施設整備の件であります、第2期の大越町の計画策定に当たっては、「整備を促進する」というふうな字句が入っていたというふうに記憶しているんですが、それがこの第3期田村市のこの計画の中に明記されているのかどうか、それをもう一度確認したいと、かように思います。

それから、滞納対策であります、これらについても、一般質問でありますので、答弁の中での質問ということになりますと、やはりこれは間に合わないということでもあります、これは後日、現在18年1月末日でも結構でありますので、資料として滞納者の数等について御配付をしていただければ参考になるのでないかなと、こういうふうに思います。その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再々質問にお答えいたします。

うちの方の不手際で、滞納者の人数把握、今ここに持っておりませんので、即配付させていただきますと思っております。

それから、大越地域に介護施設整備を図ることが明記されているかということですが、なお、この件について、「地域性の均衡を図りながら整備の必要性を検討してまいります」という文言であります、先ほども申し上げましたように、田村福祉会で取り上げた方がいいのか、それとも民間にお任せするという誘致の方がいいのか、あるいは、田村市として公設民営がいいのか、それは十分に検討させていただいて、確かに今、ない地域、それらについては均衡を図りながら整備を図っていかなければならないと考えておりますので、いまして時間をいただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 石井俊一君。

○22番（石井俊一） 再々質問までやりましたので、これで私の質問は終わりです。

ただ、この件につきましては、今後、生活福祉常任委員会で十分論議をすべき問題だろうと、こういうふうに思って、ただいま市長の方から話あったことを胸におさめまして、私の一般質問を終わります。以上でございます。

○議長（三瓶利野） これにて22番石井俊一君の質問を終結します。

次の質問者、4番佐藤貴夫君の発言を許します。佐藤貴夫君。

（4番 佐藤貴夫議員 登壇）

○4番（佐藤貴夫） 4番佐藤貴夫です。通告に従い質問させていただきます。

安心・安全なまちづくりにどう取り組むのかということでもあります。

市長は、就任以来、「安心・安全なまちづくりをしたい」と言われてこられました。私も同感であります。滝根行政局では、合併前から通算し、交通死亡事故のない日が5,540日を超えるなど、田村市は事故災害の少ないところだと思います。

ところが、大変残念なことに、正月早々、市内のお年寄りが、火災でお亡くなりになりました。また、この冬の寒さで凍結した市道で転倒し、救急車で搬送された方がおられたと聞きます。

確かに、事故防止は各個人の責任に負うわけですが、安心・安全な暮らしを実現するために行政がなすべきことはたくさんあると思われまます。そこで、市政執行2年目に向けて、以下5点ほど市長の考えをお尋ねいたします。

同僚議員が再三のお尋ねをしておりますが、一つの行政に一つの警察署は、市民だれもが望むものではないでしょうか。市民に安心感を与え、合併新市の一体化を図るためにどう取り組まれるかお聞かせください。

二つ目、救急医療体制の整備についてであります。事故や病気で病院へ搬送するのに1時間もかかるとは、助かる命も助かりません。大病院の誘致や建設には多くの時間と経費を必要とします。当座の救急医療体制、例えば県では、このたび県立医大にドクターヘリの導入を計画していると聞きます。このドクターヘリや消防防災ヘリの活用にはヘリポートの設置も一つの方法かと思いますが、この救急医療体制をどうお考えになっているかお聞かせください。

三つ目、緊急車両の円滑な活動のできる市道の整備についてであります。

現在の市道の幅員は、各行政局で多少の差はあろうと思いますが、今定例会にも多くの改良計画が示されております。やはり、消防車、救急車が民家の軒先まで入れるように、

また、今この時期に、積雪や凍結していても、緊急車両やごみ収集車がスムーズに活動できるように整備すべきだと思います。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

4番目、通学路、歩道の整備や除雪についてであります。児童生徒の安全が問題になっている昨今、交通量の多い市道、また、県道、国道で歩道のないところも通学路に指定されています。また、歩道があっても、積雪のため、車道を歩いているのを見かけることがあります。事故防止、安全のために歩道の設置、また除雪の方法をどのようにお考えかお聞かせください。

5番目、防災無線の統一的運用と難聴地域の解消についてであります。

広報、防災無線の設置は、火災発生の通報と被害拡大の防止に、早期活動を呼びかけるものだと思います。現在、滝根行政局では、火災発生の場合、「〇〇地区〇〇宅、建物火災が発生しました」と放送します。それにより、消防団員や近所の方々は、道路や消火栓の位置を考えて初期活動をするわけです。行政局によってはいろいろな問題があり、個人名の放送がされていないところもあると聞きます。市民の人命、財産を守るために難聴地域の解消と、防災無線の統一的運用を図る考えはないのかお伺いしたいと思います。

以上5点、よろしく願いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 4番佐藤貴夫議員の安心・安全なまちづくりにどう取り組むかの御質問にお答えいたします。

初めに、警察署の設置について申し上げます。

平成16年12月20日、合併前の5町村長で、県知事、県議会議長、県警察本部長に対し要望書を提出してまいりましたほか、県議会自由民主党の移動政調会、県市長会、さらには県議会総務常任委員会の調査で来町した折など、機会あるごとに要望を申し上げてきたところであります。また、本年2月1日には出県いたしまして、県知事、県警察本部長に対し、田村市への警察署設置の必要性を十分に説明を行い、早期建設について強く要望してまいりましたが、さまざまな課題もあるので、県警の方としては十分検討する旨の回答で、具体的な時期などにつきましては明確にされませんでした。

しかしながら、おただしのように、警察署が今の社会状況の中では、あれば抑止力となるものがあります。そういう意味で、今後も引き続き早期実現に向けて、県あるいは県警察本部あるいは各関係機関等に働きをかけて、設置に向けて努力いたしてまいります。

次に、救急医療体制の整備について申し上げます。

救急医療設備を備えた病院の誘致や建設には、多くの費用と時間がかかるものと思われます。しかしながら、合併前に実施いたしましたアンケート調査や、昨年12月に実施いたしました医療に関するアンケート調査の結果、多くの市民が救急医療体制の整備を望んでおりますことから、田村市といたしましては、これらの調査結果を踏まえ、検討委員会等を設置して、関係機関及び有識者などから御意見をいただき、今後の医療体制整備の方向性を模索するため、平成18年度予算に所要の経費を計上させていただいたところであります。

また、県警ヘリの活用ということも御提案いただきました。田村市としても、その県警ヘリがどこに離着陸あるいは発着陸ができるか、場所も検討してまいりたいと思っております。そういう緊急の場合には、県としても対応する県警ヘリコプターでありますので、そのようなことがないことが望ましいことではありますが、万が一の場合には、そういう対応もさせる、そういう整備も図ってまいりますので、今後とも委員会と、あるいは医師会、あるいは関係機関と協議を重ねて整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、緊急車両の円滑な活動のできる市道の整備について申し上げます。

田村市の道路の状況は、現状であります。市道はもとより、国・県道においても、狭隘で急カーブが連続する道路が数多くあることは御案内のとおりであり、通勤・通学などの日常生活における安全性や快適性の向上と、急病や火災時と地震、台風などの自然災害時の消防車、救急車などの緊急車両の通行に支障のない道路とすることが田村市の道路整備の課題となっておりますことは御案内のとおりであります。このことから、田村市といたしましては、新市建設計画に基づき、市内各地域間を結ぶ主要幹線道路網の整備を促進し、広域的な観光ルートづくりや産業の振興、救急医療への対応を図るとともに、住民の身近な生活道路の整備を進めるために、現在、道路整備計画の策定に取りかかっております。

また、消防車、救急車などの緊急車両が、各世帯への軒先まで乗り入れできるように整備すべきとおただしであります。市道改良における幅員構成の基本的な考え方として、改良幅員は5メートル以上といたし、地域の事情により幅員を確保できない場合においては、4メートル以上の幅員を確保することにより、緊急車両等の通行に支障を来さないよう配慮して進めることといたしております。

しかしながら、おただしのように、集落内の生活道路の整備につきましては、財政状況を考慮しながら、必ずしもその規則に乗らずに、道路改良事業を進めてまいる考えであります。

ます。

次に、通学路、歩道の整備や除雪について申し上げます。

田村市の除雪につきましては、市内の積雪観測地点が、滝根行政局管内では神俣、菅谷、広瀬の3カ所、大越行政局管内では上大越、早稲川、牧野の3カ所、都路行政局管内では古道、岩井沢の2カ所、常葉行政局管内では山根、関本、常葉の3カ所、船引行政局管内では文珠、美山、瀬川、移、芦沢、七郷、要田、船引の8カ所で、計19カ所を積雪の観測地点としておりますが、除雪につきましては、積雪量が15センチ以上を目安に、かつ観測地域の状況を考慮しながら、通勤・通学者の交通安全を確保するため実施いたしております。

また、除雪路線は、幹線市道といたしまして、路線数は1,065路線、路線延長約738キロメートルを、市の公共事業発注業者のうち重機を保有している53業者に委託し、実施することにいたしております。

除雪時間につきましては、市内の除雪路線数の多さと、延長の長さに加え、幅員が狭く、急勾配あるいは急カーブ路線の圧雪などがあり、重機も除雪専用でないこともありまして、除雪に長時間要しているのが実情であります。

また、国・県道につきましては、除雪状況や路面状況などで通行に支障があると判断した上で、管理者である県が行っております。

また、歩道の除雪につきましては、重機での除雪が困難なことから、各地域の方々の自主的なボランティアによる除雪を行っているのが実情であり、市及び県においては、歩道の除雪は現在行っておりませんので、歩道の除雪をしていない地域が数多くあると思っております。今後、歩道の除雪につきましては、平成18年度に設立する田村市道路河川愛護会と県及び地域ボランティア団体等と十分協議をして、歩道の除雪ができるかどうか検討してまいります。

また、できるかどうかであります。その地域の中で、トラクターあるいは作業の機械を持って、ボランティアとして除雪されている方もあります。これが、市とその個人の方と協議・契約できることが可能かどうか、生命あるいはいろいろな事故等もあろうと思っておりますが、検討してまいりたいと考えております。そうなりますと、地域の狭い道路、あるいはひとり暮らし、あるいは老夫婦とか高齢者と言われる方々、あるいは弱者と言われる方々の件についても、そういう方に委託ができるかどうかも含めて検討いたしてまいりたいと思っております。

また、通学路となっている歩道の整備につきましては、国・県道の歩道の必要性などを十分調査検討し、県事業として整備を進めていただくよう要望してまいりますとともに、市道の歩道整備につきましても、広域的な主要幹線道路や幹線道路及び集落内生活道路で、民家の状況や歩行者及び車両の交通量などの調査などを行い、地域住民の方々と十分協議し、歩道の整備に努めてまいります。

私といたしましては、何年か前から、歩道の整備につきましては、国道側あるいは県道のそばにと、あるいは市道のそばにあるということは大変危険だということを申し上げてきましたが、本来は、通学路は、別なルートで学校に行けるような歩道があり、そこには車いすの方もあり、あるいは高齢者の方のジョギングであろうと、そしてまた、学校でいうならば校内マラソンの道路とかを含めてそういう歩道をつくった方が、今、交通戦争と言われるときに、現在の集団登下校に万が一車が入りますと、大きな事件・事故が発生しかねないと思っておりますが、可能な限り、そのような方向性も見つめながら進めてまいりたいと考えております。

次に、防災無線の統一的運用と難聴地域の解消について申し上げます。

田村市の防災行政無線につきましては、行政にかかわる情報や災害発生時の情報などを市民の方々にいち早く伝達する手段として、各行政局が合併前の方法により運用しているところであります。火災などの災害発生時には、市民の生命・財産を守る上では、素早い情報伝達が必要であると考えておりますが、各行政局によっては、情報の伝達内容に差がありましたことから、統一を図ったところであります。

また、防災無線の難聴地区解消についてのおただしであります。平成17年度に防災行政無線の難聴地域を含めた現況を把握するため、市内全域を対象とした調査を現在実施しており、年度内には調査が完了することになっております。この調査結果を踏まえ、難聴地域の解消はもとより、各行政局間の防災行政無線周波数の統一に向けても、合併特例債事業として位置づけておりますので、計画に基づき進めてまいり所存であります。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） 再質問になります。

警察署、病院設置の問題は、相手もあることでもあり、今後とも継続して努力をいただきたいと思っております。

別な話になりますが、先月、県南地方で児童2名がため池に落ち、亡くなるという事故が発生しました。田村市でも、通学路や生活地域に隣接した防護さくのないため池があり

ます。今後、ため池の整備にあわせ、防護さくの設置などは考えているのかどうか。

それと、先ほどの救急医療体制についてであります。今ここで大きな飛行場やヘリポートというのではなく、この広い田村市には、たくさんあるグラウンドや牧草地が、そのヘリポートとして利用できるかどうか、これも、ヘリの運行される場所、警察とか医大の方との打ち合わせをして、ヘリポートに使用可能かどうか、こういうことを今後とも進めてもらって、いつでも利用できるようにしてはどうかと思うんですが、その辺をもう一度お尋ねいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

おただしのように、天栄村で不幸な事故が発生いたしました。いわゆる危険箇所、田村市内の中でどれくらいあるのか、そしてまた、そういう防護さくの設置であります。今現在、ため池とか、そういった防護さくが張られているところ、危険箇所、これを調査いたしましたところ、少し不十分なところがありますので、これは手直ししてまいりますし、また、新たにそういう危険箇所があるかどうか、再確認をいたしてまいりたいと思っております。旧町村でそれぞれ危険箇所が今まで策定されていたと思っておりますので、それらをあわせまして、その防護さくを必要とする場所には設置してまいりたいと考えております。

ヘリポートとしての発着・離着ができるかということではありますが、それについては、御提案いただきましたグラウンドとか、あるいは農場とか、そういったものでどこが田村市として、各地域にそういう場所があり、そしてまた県警の方と、そしてまた医大の方と、そういう協定が結べるかどうかにつきましては、進めてまいりたいと思っております。相手もあることではありますが、それらについては、ぜひやっていきたいと思っております。

ただいま申し上げましたため池調査箇所ではありますが、6カ所について補修が必要ということでもあります。そのほかにもあるかもしれませんので、再点検をして、事件・事故のないように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 佐藤貴夫君。

○4番（佐藤貴夫） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

私自身は、こういうことで市の安全対策が進められるということであれば、大変安心するところでもあります。ありがとうございました。

話は変わりますが、きのう、46番早川栄二議員が言われましたが、私たち69名の議員

は、新市建設のスタートに立ち会い、今まで1年間やってまいりましたが、間もなく任期満了となり、大半の議員はここで勇退することになります。そこで、市長も、職員の方々も、この1年間の議会の提言を念頭に、安心・安全のまちづくりにさらに御尽力いただきますよう要望して、私の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三瓶利野） これにて4番佐藤貴夫君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議します。

再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休議

---

午前11時16分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、49番村越崇行君の発言を許します。村越崇行君。

（49番 村越崇行議員 登壇）

○49番（村越崇行） 通告によりまして一般質問をいたします。

49番村越崇行でございます。

きのうお配りいただきました資料のナンバー3の中の、少子化子育て支援対策についてのプリントにありますように、少子化対策問題に対して私は前回の議会で質問いたしました。さらに、今までの議会で多くの議員の方たちから発言があり、本議会でも、白石議員、安藤議員の両議員から質問が出ております。私はここで、マスコミにも載り、県内はもちろん、全国版にも出された田村市富塚市長の少子化対策の英断に対し敬意を表したいと思います。このことは、2月19日の東京船引会の総会の中で、「全国最初の英断」との賛辞がありましたので、この場で御報告させていただきます。私も、このようにすばらしい決断に対してエールを送り、今後、市長のますますの磨きをかけた市政施策に期待をしていきたいと思っております。

1番の質問に入らせていただきます。

まちの活性化と踏み切りの拡幅対策について。

現在、船引駅周辺地区の都市再生整備計画が、平成16年度に創設された「まちづくり交付金」を活用しての事業として一部着工されております。駅の南については、地区の住民の方たちの意見を取り入れて計画されていることと思っております。船引町の表玄関のシンボル

は、何といたっても「船引駅」であります。船引駅周辺には、多くのお客様が集まることを期待されております。

現在、駐車場の拡張も検討されておりますが、町内だけでなく、常葉、都路から車での送迎には、源次郎線より駅を利用することが多くあります。それには、「移街道踏切の拡幅」が絶対に必要となります。朝夕のラッシュ時には、高校生が車の通行を待ち、車は、踏み切りが狭いために譲り合いをしながら通過するのがやっとなでございませう。地区の住民や市民からは、一日も早い踏切の拡幅が望まれております。駅周辺地区の整備計画には、地域の方々の声を十分に取り入れて、やっとなよかったと言われるものになしたいと思ひます。

そこで、質問に入ります。

1番、「移街道踏切の拡幅」の申請を関係当局へ早急にすべきではないか、また、今までに申請してあるのかお尋ねいたします。

2番、駅周辺地区の整備計画については、地域の方々の声を十分に取り入れ、歴史ある古い建物も地元の方と十分相談し、安心・安全のまちづくりの計画を立てていくべきだと思ひますが、どのように考えるかお伺ひいたします。

シャッター通り（空き店舗）の増加傾向が当船引町においてもあります。中町、上町、大町、栄町とあるわけですが、店舗がふえております。これには、大型店出店とか、景気、それから人口減等、さまざまな要素が考えられます。

3番、このシャッター通りの増加現象は全国的な傾向でもありますが、これに対する市としての対策をどのように考えているのかお伺ひいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 49番村越崇行議員のまちの活性化と踏切の拡幅対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、移街道踏切の拡幅の申請を関係当局へ早急にすべきではないかについて申し上げます。

船引駅周辺整備事業につきましては、旧船引町が平成14年度に21世紀のまちの将来像に向けた住民参加によるまちづくりを進めるため、具体的な活性化の方策や本町を取り巻く環境の変化への対応をするため、さまざまな立場の方々から御意見をいただき、船引町中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地への魅力ある商業環境づくりや、豊かな自然環境と共生するまちづくり、みんなの集まるにぎわいのあるまちづくりを進めてきたと

ころであります。平成15年度には、船引町中心市街地活性化基本計画に基づき、交通の安全性確保に伴う道路や駐車場、広場、公園などの整備を内容とする船引駅周辺整備構想を策定いたしました。

これらの整備計画の中で、中心市街地のシンボルとなる船引駅複合施設を建設するとともに、地元住民、商工会と共同して、中心市街地を活性化させることを目的にTMO、株式会社まちづくり船引が設立され、自然との共生、交流人口の増加、商業の活性化、健康長寿のまちづくりを目標に、市街地活性化事業を進めてまいりました。

このようなことから、平成16年度に船引駅複合施設を拠点とした周辺整備を進めるために、ふれあいとにぎわいの創造をテーマに都市再生整備計画を作成し、国土交通省のまちづくり交付金の補助を受けるべき国に要望いたしておりましたところ、平成17年度に採択をいただき、着工いたしましたところであります。

これらの事業内容は、アクセス道路及び駐車場、広場、公園などの整備に係る測量、設計を行い、第1期整備の計画エリアを決定し、これらの成果に基づき整備を進めております。

おただしの「移街道踏切の拡幅」につきましては、船引町中心市街地活性化基本計画では、おおむね5年から10年以内に着手する中期取り組み事業としての拡幅整備を計画しております。このことから、「移街道踏切の拡幅」については、第2期整備計画として、平成18年度予算に都市再生整備計画変更委託料を計上し、踏切の拡幅、1級市道船引駅前源次郎線の拡幅などを踏まえたエリアについて変更計画の策定を進めてまいります。

この計画を策定するに当たり、関係地権者の御理解と御協力をいただき、関連するJRとも十分協議を進めております。JRは、踏切の閉鎖を考えております。これは、当然JRの方の基本方針であります。ただ、田村市の基本計画及び田村市民の立場を申し上げ、可能な限り早い時期に実現できるように要望いたしております。また、JRとも今現在も移街道踏切については、その計画以外としても、早目にできるかどうか検討いたしておりますが、今のところ、そういう整備計画の中で協議は進めさせていただいております。

次に、周辺地区の整備計画については、地域の方々の声を十分に取り入れ、歴史ある古い建物も、地元の方と十分相談し、安心・安全なまちづくりの計画を立てていくべきと思うが、どうかについて申し上げます。

先ほども申し上げましたが、船引町中心市街地活性化基本計画及びTMO設立につつま

しても、さまざまな方々の意見を踏まえており、かつ本年度計画分の測量・設計を実施しており、それらの成果につきましても、関係する地権者を初め、地域住民の方々と説明会及び懇談会を開催いたして御意見を伺っておりますので、地域の方々の意見を十分に取入れた計画であると認識いたしております。今後も引き続き地域住民の方々の声を十分に取り入れながら、この計画を進めてまいります。

次に、全国的に増加傾向にある通称シャッター通り（空き店舗）対策を、田村市としてどのように考えているのかについて申し上げます。

空き店舗の増加現象につきましては、御指摘のように、田村市のみならず、全国的な問題となっており、特に中心市街地の空き店舗の問題は、地域の活性化においても大きな問題であると認識いたしております。

これらの状況を踏まえ、昨年11月に田村市における空き店舗の調査をいたしました結果、滝根町11店舗、大越町11店舗、都路町5店舗、常葉町21店舗及び船引町59店舗の計107店舗が空き店舗となっており、船引町の59店舗のうち、中心市街地、いわゆる上町、中町、栄町、大町における空き店舗数は30店舗に及んでおります。この空き店舗につきましては、長引く景気の低迷や経営者の高齢化及び後継者不足、そして地域住民の減少と郊外に出店傾向のあるスーパーやコンビニエンスストアの増加による消費形態の変化など、さまざまな理由によるものと推察いたしております。また、空き店舗の多くは、建物の形状が事業主などの併用住宅の場合もあり、貸し店舗としての活用が困難な場合も多いのが要因の一つであると考えております。

全国的な市街地の空洞化現象に対して、現在、国においては都市計画法、大規模小売店舗立地法及び中心市街地活性化法の、いわゆるまちづくり3法の改正を進めており、これらの改正では、特に大規模店の郊外立地を規制し、中心市街地に人の流れを呼び戻し、市街地機能の再生と活性化を促す方向づけを行うとするものであり、また県におきましても、国の施策に呼応し、昨年、福島県商業まちづくりの推進に関する条例を制定して、店舗面積が6,000平米以上の大規模店の出店について、広域的な見地から調整することとなっておりますが、先日開催されました県商業まちづくり審議会において、規制対象となる大規模店を誘導する自治体の田村市は、国勢調査の結果により算出した人口集中地区の要件を満たしていないことから、この中には入っておりませんので、県の条例が施行される10月以降につきましては、6,000平米未満はともかく、6,000平米以上の大規模店の出店は難しくなることとなります。

田村市におきましては、これらの流れを受け、新市建設のビジョンにおいて郊外型大規模店の出店規制や定住化の促進、これに先立つ企業誘致などを総合的に検討し、現在策定中であります田村市総合計画にも位置づけ、活性化対策を進めてまいります。また、現在田村市では、旧船引町が合併前に策定いたしました中心市街地活性化基本計画に基づき、アンテナショップの運営を初め、JR船引駅及びコミュニティプラザの建設、さらには駐車場や都市計画街路の駅周辺整備など、中心市街地の再構築を推進してまいります。また、船引らくらくタクシーの運行も、市街地活性化の一環として現在試行運行を行っているところでありますので、これらの施策がシャッター通り拡大の歯どめにつながるよう努めてまいります。

冒頭申し上げましたように、滝根町、大越町、都路町及び常葉町においても、空き店舗の問題は深刻化しているものと認識いたしておりますので、中心市街地活性化計画を策定している滝根町を含む船引町における取り組みを先例として、県条例の理念でもあります「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の実現を目指すとともに、これ以上空き店舗をふやさないう、商店経営環境安定のため融資制度など関連施策の強化を進めながら、引き続き商工会及び関係団体との協議をしつつ、活性化事業を図ってまいります。

○議長（三瓶利野） 村越崇行君。

○49番（村越崇行） ただいま市長から丁寧な御説明をいただきました。

これにつきましては、船引だけじゃなくて、田村市旧5町村を入れて大きな問題になっているかと思います。各小売店、商店の方たちは、自分たちの死活問題にもかかわるわけでございます。全国的な傾向とはいえ、田村は田村的に今後どうあるべきか。この問題については、議会でも、行政の方と、それから地域の商工会の方たちとも十分お話ししながら、田村市が発展していく方向で皆さんと検討していく課題かと思います。

次に、2番目の歩行者のための「歩道橋」設置と道路の拡幅について。

現在、小・中学校の適正規模化について、市の教育委員会を中心に検討されております。私は、まちの活性化と児童生徒の安心・安全のために、高齢者や障害者のための交通安全対策が非常に重要であり、市民にやさしいまちづくりが大切だと思っております。そこで、船引小・中学校の通学を中心とした歩道橋の設置状況について、私なりに調べましたので御質問いたしたいと思っております。

私の調査では、歩道橋のない橋は3カ所で、遠表橋、川代橋、下扇田橋、これはそばに橋がもう一本ありますが、歩道橋片側の橋は8カ所、歩道橋両側の橋は4カ所となっております。

ります。ことしは、この地域は雪が少なく大変助かっているわけですが、昨年、おとしになりますか、雪のために道路が狭くなり、歩道のない道路を歩行者が通行するのに大変危険な状況、それから現在も道路が狭いために、歩行者、小・中学生や高齢者にとって危険な箇所が数多くあり、通行が困難な地域があります。そこで、歩行者の安全を第一に考え、早急に対策を立てるべきと考えます。

1 番、歩道橋のない橋 3 カ所の安全対策を、市としてどのように考えているのかお伺いします。

2 番、船引から岩代方面の 349号線道路と瀬川から移線の道路の拡幅計画と歩道の設置について、市としてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 歩行者のための「歩道橋」設置と道路の拡幅についての御質問にお答えをいたします。

初めに、歩道橋が整備されていない遠表橋、川代橋、下扇田橋の 3 カ所の安全対策について申し上げます。

遠表橋、川代橋、下扇田橋の 3 カ所につきましては、歩道がなく、地域住民の通勤・通学等の日常生活に支障を来していることは承知しております。国道 288号線に係る遠表橋の歩道橋の架設につきましては、県において、平成15年度から交通安全施設整備事業で常葉町西向地内の西向小学校から船引町中ノ内地内の市道深渡線までの延長約 1,500メートル、幅員 2.5メートルの歩道設置工事を進めておりますが、この事業の中に遠表橋歩道橋新設工事も含まれておりますことから、交通安全施設整備事業の促進について、引き続き県に要望してまいります。

また、主要地方道船引・大越・小野線に係る川代橋につきましては、国道 288号と主要地方道船引・大越・小野線の交差点改良と川代橋整備も含めた交差点改良整備について、合併前から県に対して毎年要望をしておりますが、今後も引き続き強く要望してまいります。

下扇田橋につきましては、国道 288号と市道五升車・花木内線を結ぶ重要な橋であります。歩道がなく、歩行者の通行に支障を来している状況にありますことから、歩道の設置について、地域住民の方々の御意見をお聞きし、検討してまいります。

次に、国道 349号の船引から岩代までと、主要地方道浪江・三春線、瀬川から移までの

拡幅計画と歩道設置について申し上げます。

初めに、国道 349号については、船引町北鹿又字沼ノ下地内から二本松市岩代町境までは幅員が狭く、車両の通行に支障を来しており、歩道が未整備のため、沿線の地域住民の日常生活はもとより、瀬川小学校、瀬川中学校の通学路となっておりますことから、通学する児童生徒には、交通事故等の危険が伴うことは認識をしております。特に、門鹿字荒屋敷地内の主要地方道浪江・三春線との交差点付近は、交差点改良が未整備のため朝夕のラッシュ時は非常に混雑し、通行に支障を来しております。このことから、旧船引町時代並びに田村市になってからも、県に対して、交差点改良工事について毎年要望してまいったところ、本年度から、門鹿字荒屋敷地内の交差点改良の整備に向けた用地測量に着手いたしました。今後も、引き続き県に対して交差点改良の整備促進と国道 349号改良整備について強く要望してまいります。

主要地方道三春・浪江線の瀬川から移間の拡幅計画と歩道設置につきましては、田村市の北部地域の各集落を結ぶだけではなく、移、瀬川、船引地域の幹線道路として地域間の交流、産業経済の振興に加え、市民生活においても大変重要な路線であります。また、相双地域と県中地域を結ぶネットワークの一翼を担っており、福島空港や郡山市へのアクセス道路としても重要な路線であるため、昭和60年度に3市6町、2村で原町・浪江線並びに浪江・三春線改良促進期成同盟会を設立し、県に対して毎年要望を行っているところでございます。

田村市管内の要望は、葛尾村境、下道地内の延長約 100メートルの拡幅改良整備、上移地内の延長約 1,600メートルの拡幅改良整備と歩道設置による安全確保、石沢地内の延長約 200メートルの狭隘区間の拡幅改良整備、急カーブの解消による安全確保、笹山地内の延長約 2,000メートルの拡幅改良整備と歩道設置による安全確保についての4カ所を要望しております。今後も引き続き整備が図られるよう、田村市としても期成同盟会と一体となって要望活動を実施してまいります。

○議長（三瓶利野） 村越崇行君。

○49番（村越崇行） ただいま詳細な御報告をいただきましたが、現在も要望しているし、今後も続けて県の方に要望していくというお話をお聞きしました。これが一日も早く拡幅、また子供たちの安全のための歩道が設置されることを希望します。

あと、次の3番の「田村市政だより」の改善について、地域の方から要望が出ておりますので、申し上げます。

「田村市政だより」の編集担当者の日ごろの努力には敬意を表したいと思います。

旧船引町の広報の「こちら窓口」欄には、赤ちゃん誕生とか結婚おめでとうなどの身近な記事がありました。これが「田村市政だより」には全然載っておりません。市民からは、各行政局ごとに分けた「窓口欄」を設けてはどうか。そして、できるだけむだを省いた形の魅力ある市政だよりにしてほしいという声があります。田村市全体として見ますと、これは必要だとか、その取捨選択も難しいところはあると思うんですが、それについて対策をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 「田村市政だより」の改善についての御質問にお答えいたします。

お話しのように、合併以前の船引町では、出生や婚姻、死亡欄を設けており、さらに、滝根、常葉町でも同様に出生と死亡、婚姻を、大越町と都路村にあっては出生と死亡を、それぞれ広報紙に掲載しておりました。しかしながら、合併の準備段階において、新市としての広報紙のあり方を検討した結果、個人情報保護法の平成17年4月1日全面施行を間近に控えていたことから、特に個人のプライバシー保護に対する配慮が求められていることに加え、ダイレクトメールなどの名簿として一方的に利用される懸念が想定されること、県内10市では掲載していないこと、もし掲載した場合、合併後は多い月は2ページほどの紙面を必要とし、その分、他の記事が圧縮されること、さらには、掲載を拒否される事例があり、公平・公正な取り扱いが困難になることなどの理由から総合的に判断し、掲載しないこととした経過があり、それを基本に紙面を構成しております。

なお、市政だよりの編集に当たりましては、本庁各課と各行政局により構成する広報編集会議を毎月開き、編集方法や身近な紙面づくりについての研究を重ねており、今後も引き続きさらなる研さんに努めて、より一層市民に親しまれる魅力ある市政だよりを目指してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（三瓶利野） 村越崇行君。

○49番（村越崇行） この広報の件について、各旧町村の掲載していた内容を今お話しいただいたんですが、プライバシーの問題もあるかとは思いますが、その件について、話し合いとか、そういうふうなことはされてきているのでしょうか。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 再質問にお答えをいたします。

合併の準備段階で個人情報保護法の施行というふうなことで、プライバシー保護に対する配慮等でいろいろお話をされてきたのかというふうなことでございますが、この準備段階の中で、各広報紙の担当者等が集まりまして、この広報紙、新市になりましたらどのように発行したらよいかということで話を十分に行われた結果であります。

旧船引町では、従来、すべてについて掲載されておったわけでございますが、これには、窓口の方でいろいろと同意書、そういうふうなものもとられていたというふうなことで、せっかく来られても、載らなかった方も毎月複数人おられたというふうにお聞きはしております。

合併前に10市でございましたが、今度は12市というふうなことになっておりますが、こちらの方については、いずれも掲載はされていないというふうなことでございます。それから、町は9町ほど載られていない。それから、村については、4村ですか、これが掲載をしていないというふうな状況でありまして、田村郡内につきましては、小野町さんの方で、出生と死亡どちらも掲載しておるような状況で、三春町さんの方は、掲載されていないというふうな状況でございます。

いずれにしても、貴重な紙面でございますので、これから市政だよりの発行に当たりましては、特集関係で毎月改善を加えているわけでございますけれども、そういうふうなもの、それから紙面の中をごらんいただきますとおわかりになると思うんですけれども、各地区のホットニュースが出ておりますが、そういうふうな面で、身近な地域の話等を多く取り上げて、より親しまれる広報紙づくりというふうなことに努めてまいりたいというふうに思いますので、かようなこととなりますが、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 村越崇行君。

○49番（村越崇行） 個人情報の問題も多々あるかと思いますが、なお、私のこの質問に対して、要望に対して、今後考える余地があるかないかも含めて検討していただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三瓶利野） これにて49番村越崇行君の質問を終結します。

以上で午前の部は終了しました。

昼食休憩のため休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休議

---

午後 0時59分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

申し上げます。

所用により41番石井喜壽君、59番松本哲雄君は、午後欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

次の質問者、25番吉田文夫君の発言を許します。吉田文夫君。

（25番 吉田文夫君議員 登壇）

○25番（吉田文夫） 25番、市民の会の吉田です。

通告による一般質問を通告の順序でしますので、答弁、よろしく伺います。

第1点目でございます。

生活路線バスについてです。

多くの自治体でも問題になっていることですが、特に田村市では、福島交通などが運行する市内生活バス路線は利用者が減少する反面、維持対策費は年々増加している現状にあります。今度の予算でも、生活路線バス維持対策費10路線については、補助金約4,900万円ほどになっております。そんな中で、三春門沢線、三春葛尾線は3月31日で廃止とのこと、船引線は4月1日以降、減便の予定であるとなっております。これらの点についてと、また、10路線に及ぶ今後の運行計画はどういうふうになっているのか、また、市内循環型交通システム整備事業の今後についても、当局の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 25番吉田文夫君議員の生活路線バスについての御質問にお答えいたします。

初めに、3月末に廃止される三春門沢線、三春葛尾線、4月から減便される船引線以外の今後の運行計画について申し上げます。

田村市内を運行する生活バス路線は、JRが運行する自治体バスが1路線、福島交通株式会社が運行する路線バスが10路線。ただいま、この福島交通が運行するバス路線についての18年度予算について4,900万円というふうなお話がありました。このほかに、廃止された路線のうち、市が代替バスとして運行する市町村生活バスが4路線、三春町が本市の要田地区を含めて運行している町営バスが2路線、合わせまして17路線となっております。

す。これらにかかわる費用については、18年度、6,358万円ほどお願いをしているところであります。

お話しの三春門沢線、三春葛尾線、船引線の3路線につきましては、合併前の関係4市町村による協議を踏まえ、本年3月末をもって三春門沢線と三春葛尾線を廃止するとともに、船引線を4月から減便することになっております。おただしの3路線以外の今後の運行計画につきましては、新聞等で報道されておりますように、福島交通では、経営改善の一環として赤字路線の廃止や運行系統の再編成などを打ち出しておりますことから、収益率が極めて低い市内の各路線が、今後も恒久的に運行されるかどうかにつきましては今のところ不確定であります。利用者にとっては厳しい判断が今後示される可能性を否定できない状況にあると認識しております。

次に、循環型の交通システム整備事業の今後について申し上げます。

循環型交通システムは、高齢者や児童生徒など、みずから交通手段を持たないいわゆる交通弱者など、住民の生活に密着した交通手段の確保を目的とするもので、多くの自治体で導入、あるいはそれに向け検討されております。田村市におきましても、旧船引町管内において、船引町商工会が運営する新多目的交通システム「船引らくらくタクシー」の実証試験運行を去る1月11日から開始したところであります。

循環型交通システムの導入につきましては、既存の生活バスの利用実態と今後の動向を初め、ただいま申し上げました「船引らくらくタクシー」の成果を見きわめながら、スクールバスの活用や他の方法による運行、その場合の費用対効果など、あらゆる角度から検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、生活路線バスは依然として利用者の減少傾向が続く反面、維持経費は年々増加しており、かつ今後の展開には多分に流動的な要素もありますことから、現状を直視した維持対策の適正化と、移動手段をみずから持たない市民の皆様に配慮した安心のある方向性を引き続き検討してまいります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ただいま部長の方から答弁ありました。

特に私、都路です。遠いんです。この福島交通のバス路線がなくなりますと、船引、常葉に来ることができません。大変心配している地域の声が多いのです。先ほど部長の答弁にもありましたように、市民の足として、特に弱者に対して、敬老の人たちなんか、「これ、どうなんのかな」と。早目に、何か市の方から、年寄りにとって安心できる対策の案

が、敬老にとって、例えば敬老パスとか、70歳以上くらいの高齢者に対する公共交通機関の助成についてなんかも検討してもらえないかという声が非常に強うございます。その辺も含めて当局の答弁を伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 再質問にお答えをいたします。

高齢者が大変心配しているというふうなことでの再質問であったかというふうに認識しておりますが、先ほども申し上げましたように、市民の皆様に配慮した安心のある方向性を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 再々質問です。

安心のある方向性を示すというのが当局のあれなんでしょうか。もう一步踏み込んだ答弁、安心できる答弁をいただきたいんですが、例えば、高齢者に対する敬老パスの点や、既存路線に対しての代替措置ですか、交通についてなんかもきちとした答弁、お願いします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

○企画調整部長（郡司健一） 再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

現在のところ、先ほど申しましたように、廃止が2路線、それから減便が1路線というふうなことでございまして、福島交通の方につきましては、それ以上のことは今のところないわけでありまして、そのようなことがないとは言えないというふうなことでの答弁をさせていただきましたので、今後、福島交通の方の動向ですね、そういうのを見きわめながら、市民の皆さんには、繰り返しになりますが、心配ないような対策を市としてはとってまいりたいということでございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 市当局には、安心のある交通対策をお願いして、第2問目に移らさせていただきます。

2点目は、森林環境税についてです。

福島県は、本年度から、循環型社会の形成の一つとして身近な森林の再生に生かすため、市町村に森林環境交付金として配分することを決めました。交付金は、すべての市町村に人口や森林面積などに応じて配分する一般枠と、市町村が独自のアイデアで実施する事業計画を審査し交付する重点枠とするとなっております。これらについて市の対策を伺

います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 森林環境税についての御質問にお答えをいたします。

昨年3月に公布され、本年4月から施行されます森林環境税は、福島県における新たな森林・林業の活性化に充てる財源として、森林の保全、整備、森林文化の継承、担い手の育成、森林教育の推進など、森林・林業の幅広い分野に及ぶ施策展開に各方面から大きな期待が寄せられているところでございます。森林環境税制度は、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」をコンセプトとして、県土の約70%を占める豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で次世代に引き継ぐことを基本的な理念に掲げ、平成18年度からの5年間を一つの区切りとして施行されるものであります。

福島県では、年間約10億円の課税を見込んでおり、そのうちの70%を県事業として森林環境の保全、森林資源の利用促進、県民参加の推進、森林文化の復興など、6項目に及ぶ多様な事業が計画されており、残る30%を森林環境交付金事業として市町村に配分する予定になっております。

田村市における交付金事業の具体的な内容につきましては、ただいま開会中の2月定例県議会において審議中ということもあり、市町村への説明は3月中旬以降の予定と伺っておりますが、「森林との共生を考える県民懇談会」や「福島県森林審議会」の経過、市町村に対するヒアリングから推察いたしますと、森林環境基本枠と称する一般配分枠と市町村の独自のアイデアで実施する地域提案重点枠とに分類され、森林環境基本枠は一律に定額配分される均等割、森林面積割及び小学校児童数割で構成され、伝統的な林業技術の伝承を行う研修会や森林作業体験、児童を対象とした林業教室、荒廃が懸念される里山の現況調査など、ソフト面重視の事業が対象になるのではないかと推察いたしております。

また、市町村のアイデアを競い合うことになると思料されます地域提案重点枠では、既存の制度も対象となる事業、継続事業の振りかえは認めないなどの規定を設けると言われており、水源地域の森林整備や景観形成の保育などを重点的に行う県事業との取り組み調整もあることから、現時点では、具体的な内容を固めるまでには至っていない状況にございます。

したがって、田村市域の70%、約2万ヘクタールの森林を抱える田村市といたしましても、単に森林・林業分野の復興・維持に努めるにとどまらず、林産業の活性化、地域おこし等に貢献できるような制度の活用を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

あります。

なお、具体的な方策につきましては、県からの詳細な説明を受けた後に、各方面の皆様  
の御意見をお聞きしながら田村市としての対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今、部長の方から答弁ありました。

一般枠、重点枠、ソフト事業とハード事業があるというふうなことでございます。県議  
会でやっている最中で、田村市として具体的な取り組みについての計画をあれしていく  
んだというふうなことで、時期的についてはどういうふうな、今年度はどのくらい、来年度  
はどのくらいというふうな年次計画、これは5年間というふうな最初答弁でございま  
すので、その辺も含めてお願いします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたように、県の詳細な考え方が、まだ私どもに示されて  
おりません。したがって、田村市としての骨子は現時点では固まっておりませんが、  
3月中旬以降に県から詳細な説明があるということでございますので、その説明を受けた  
後、森林組合を初め、関係機関の方々と御相談をしながら、具体的な計画を立案してい  
きたいというふうに考えてございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 骨子はまだと。森林組合等々との相談をしながらというふうな答弁で  
ございます。特に、田村郡62%の森林面積というふうに認識しております。山で働く人、  
環境を守る雇用の面、結構これ、貴重な財源ではないのかなというふうに思いますので、  
積極的な地域のためになる、関係者のためになる計画をお願いいたしまして、次の質問に  
移ります。

3点目は、改正介護保険についてです。

長生きが喜ばれない介護地獄、介護の社会化と言われる社会状況になっております。そ  
んな中で、介護保険法は、サービスの種類も多く、利用する方法なども細かいため、それ  
らを見直した主な改正内容について伺います。

まず1点目、介護予防についてです。

2点目が、地域支援事業の介護予防、包括支援、任意事業についてです。

3点目が、地域密着型サービスについて。

4点目が、地域包括支援センターについてです。

また、上記の関連になると思いますが、認知症のサービス、あるいは在宅介護の医療ケアについて、介護する家族の支援について、第1号保険料は幾らになるのか、また、算定根拠は。そして、住民への説明について、当局の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） それでは、初めに、平成18年度4月1日から施行されます介護保険制度の概要と、田村市の基本方針及び平成18年度に取り組む具体的な施策内容について申し上げます。

介護保険制度の改正の概要ですが、第1に、予防給付の対象者、内容、マネジメント体制の見直しを行うことなどにより、介護保険制度を予防重視型のシステムへ転換することでございます。

第2に、認知症の高齢者の増加等に対応し、身近な生活圏域単位での新たなサービス体系に加え、市町村長が事業者を指定し、指導監督を行うことができる地域密着型サービスを増設するものであります。

第3に、サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス事業者等の指定について更新制を設けるとともに、介護サービス事業者について、情報の公表を義務づける内容であります。

次に、地域支援事業の介護予防、包括支援、任意事業について申し上げます。

地域支援事業は、要支援状態になる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から新たに創設されました。その地域支援事業の中に、介護予防として虚弱高齢者を把握する特定高齢者把握事業を行います。さらに、包括支援事業につきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が連携し、その高齢者に合ったケアマネジメントをすることになります。また、任意事業としましては、高齢者の介護を行う家族に対して介護教室等を行います。さらに、その支援が継続できるよう、介護用品、給付金交付を実施し、要介護高齢者介護者に手当を支給することも実施いたしております。

次に、地域密着型サービスについて申し上げます。

中・重度の要介護状態になっても、可能な限り、住みなれた家または地域の生活は継続できるようにするサービスで、現在サービスを提供している認知症対応型グループホーム等が移行されるものであります。

次に、地域包括支援センターについて申し上げます。

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として設置するものであります。田村市は、社会福祉法人田村市社会福祉協議会に委託することとしております。関連して、認知症のサービスについては、閉じこもりを防ぐため、訪問活動や予防教室を開催いたします。また、在宅介護の医療ケアについては、地域包括支援センターから医療機関等に対しまして、その高齢者の多面的支援を展開をするものでございます。さらに、介護する家族の支援については、さきに申し上げました要介護高齢者介護者手当支給要綱により対応いたしております。

次に、第1号被保険者の介護保険料について申し上げます。

介護保険料につきましては、さきに市長が提案理由の中で説明申し上げましたとおり、保険料基準額を月額 3,550円と見込んでおります。

次に、住民への説明について申し上げますが、新しい保険料について広報紙に掲載するほか、第1号被保険者に対しまして、個別にパンフレット等を送付して周知を図ってまいりたいと、こう考えておりますのでこのようにいたします。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ただいま部長の方からありました。大変わかったようでわからないような私の認識でございます。

市民へのサービスというふうなこの介護保険サービス、これを配布するというふうなことでございます。それで、一番問題となっております、心配しております介護保険料、これは 3,550円。都路なんかだと 800円くらい上がりましたね、いろいろ先ほど説明ありましたが。それが年金から引かれるというふうなことで、大変年寄りの人たち、年金から引かれるようになってから小遣いがなくなったと。払うものは払わなくちゃならないもんだから大変厳しいというふうなあれです。そんなところで、低所得者あるいは市民に対して、市独自のあれはどんな考えを、対策があるのか、その点伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） それらの軽減につきましては、激変緩和措置という方策がございますので、それらによって対応してまいりたいと、こう思います。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 今、部長の方から激変緩和措置というふうな説明を受けました。大変

これ、なかなか部内者でないとわからないと思います。専門的な用語だと思います。その辺について、もうちょっと詳しく、わかりやすく。

○議長（三瓶利野） 再々質問になっちゃいましたけれどもよろしいですか、それで。

○25番（吉田文夫） いいです。議長、こういうのも再々質問になるのでしょうか。

○議長（三瓶利野） ですから、その説明を聞かせてほしいということと、続けて何か質問がございましたら、やればよろしいんじゃないですかということですが、私が今言ったのはね。そうすると、再々質問に含めてやればよろしいのかなと思ったんで。

○25番（吉田文夫） じゃあ、あと、介護する家族に対する支援について部長の答弁ありましたが、さらに詳しく、いろんな対策があると思いますので、その辺も含めて当局の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 先ほど答弁いたしました介護者手当制度というものがございまして、年間幾らというふうな制度が田村市の条例にありますので、それによって対応しているというふうな状況でございます。（「もう一点あったんだが」の声あり）

○議長（三瓶利野） 再度答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 激変緩和措置でございますが、これらにつきましては、地方税法の流れがございまして、先ほど説明申し上げましたように、国からの制度がまだ入っておりませんので、それらによって対応してまいりたいと、こういうわけでございます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 国からの情報、政令というんですか、省令というのが入っていないからできないというふうな、これ、介護保険法もあれなんですか。障害者自立支援法もそんな感じであれなんですが、両方ともそういうふうな細かい部分は入っていないのでしょうか。

○議長（三瓶利野） ただいま再々質問を超えていますので、ちょっと暫時休議させていただきます。

暫時休議いたします。

午後1時32分 休議

---

午後1時36分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

ただいま吉田文夫議員の再々質問に対する当局の答弁に不十分な点がありましたので、一たん休議をして当局の方で検討をしてもらいましたが、後刻答弁をすると、こういうことですので、吉田文夫議員には御了解をいただきたいと思いますが、よろしいですか。  
(「はい」の声あり)

それでは、質問を続けていただきたいと思います。

○25番(吉田文夫) 気分を悪くして第4点目に入ります。

私は、田村市の行財政改革は特別職からとっております。我々特別職、議員は、4月には69名から26名への大改革が行われます。そんな視点から、行財政改革拡大のため、収入役の廃止、助役の名称を「副市長」に検討をというふうな質問をします。

その要旨については、収入役を廃止するかわりに、収入・支出・支出命令の確認等、一定の会計事務をつかさどる一般職としての機関を置くなど、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みは必要であります。特別職でない一般職の会計責任者でも明確にできないかという点でございます。

また、現行法では助役の役割は、あくまでも市長の補佐にとどまり、市長から権限の委任を受けて、みずからの権限と責任で政策の決定をしたり、事務処理を行ったりできる制度に検討すべきだと私は思います。当局の考えを伺います。

なお、申し添えますが、前議会で人格、識見ともにすぐれているという立場で、議会は助役、収入役の人事案件に同意はしましたが、田村市の長期的な展望に立った場合、どうしても行政改革が必要というふうな視点、それは特別職からというふうな考えからでございますので、その基本に立った私の質問です。当局の答弁、お願いします。

○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長(富塚宥暲) 次に、市の行財政改革の拡大のための収入役の廃止、助役の名称を「副市長」の検討についての御質問にお答えいたします。

ただいま25番吉田議員から、議会も69名から26名になるというお話を受けました。既に、5町村の特別職は、昨年2月いっぱい終了いたしております。そして3月1日から市長職務執行者、さらには市長、そして6月の議会において助役・収入役の選任の同意を得たところであります。我々の方も努力いたしております。

収入役につきましては、地方自治法第168条第2項に規定され、現金の出納及び保管、小切手の振り出し、有価証券の出納及び保管、物品の出納及び保管、現金及び財産の記録管理、支出負担行為の確認、決算の調整及び首長への提出が職務として規定されておま

す。この制度につきましては、明治21年に制定された市町村制度における助役・収入役の制度を原型として、必要な手直しが加えられつつ現在に至っておるのは御案内のとおりであります。

首相の諮問機関である第28次地方制度調査会は、地方の自主性・自立性の拡大のあり方に関して特別職としての収入役の制度は廃止するものとするが、収入・支出・支出命令の確認など、一定の会計事務をつかさどる一般職としての補助機関を置くなど、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みが必要であると答申がなされておりますが、現行の地方自治法上、収入役は首長らの予算執行機関から独立した会計機関を担当する重要な役割を担うものとされております。

確かに、収入役を置かなければ財政面での削減がなされると思っております。それは、十分私も認識いたしております。しかし、5町村が合併した当初に、助役が収入役の兼任、これも考えたことがあります。先ほど申し上げましたように、対等合併、あるいは平等合併、そして5,000項目に及ぶすり合わせ事項、市議員の一般質問にありますように、国保税、介護保険料あるいは道路網、すべてが多岐多様にわたっております。そういう田村市の基礎となる礎を築くためには、財政面は十二分に承知の上、収入役という特別職を議会にお諮りいたし、同意を得たものであります。将来にわたって、この収入役を置くかどうかは、後ほど検討すべきだと思っておりますが、今の段階では、収入役を置かせていただきたいと思っております。そして、私の意図する市政各般にわたっての重要な職責の判断から任命させていただいたのは、今お話のとおりであります。

次に、助役の名称を「副市長」の検討について申し上げます。

助役の職務については、地方自治法第167条に規定されているとおり、市町村長を補佐し、その補助機関たる職員の任務する事務を監督する、また、市町村長が欠けたときには、その職務を代理すると規定されており、現行法の中では、権限の拡大については想定されておりませんので、現行法を遵守してまいりたいと考えております。

しかしながら、おただしのように、みずからの権限と責任で政策を決定する、いわゆる副市長制度、ただ、この「副市長」という名前がいいかどうかは別であります。制度につきましては、今後十分調査研究いたしてまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ただいま市長から答弁ありました。

国の28次地方制度調査会でも、市長が答弁したような答申で検討しているようです。さ

らに、2004年度の地方自治法の改正では、人口10万未満の都市でも、市町村長や助役が収入役の兼務ができるというふうに改正している例もあります。そういうふうな自治体もあるようでございます。何といたっても財政が厳しい、市民の目が厳しくなっております。そういった意味で、より効率的な市政、行政システムをつくっていくには、まず特別職からと私はもう思っております。そういった意味から、もう一度特別職、収入役の廃止、助役の副市長制への権限の強化と名称の変更、この2点はぜひやるべきだなというふうに思っておりますので、再度、市長の答弁求めます。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたしますが、最初にお答えしたとおりであります。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 市長に期待をいたしまして、私の質問に入ります。5点目でございます。

障害者自立支援法についてです。

自立支援法では、これまで別々だった知的障害、身体障害、精神障害の3障害を一元化して、また、支援組織が行われ、約60から70種類あった事業・施策が3体系、約20種類に簡素化されるため、以下の点について伺います。

介護給付について。

訓練給付について。

地域生活支援事業について。

また、上記に関連して、障害の重い人たちも利用できるケアホームについて、小規模作業所はどうか。また、利用者負担制度はどう変わるのか。市の役割はどう変わるのかについて当局の考えを伺います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 次に、障害者自立支援法についての御質問にお答えいたします。

国の障害者福祉施策につきましては、障害者及び障害児の地域における自立した生活を支援することを主として取り組んでまいりましたが、現在は、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別などによって、福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容などが異なっており、これを一元的なものとすることや、その利用者の増加に対応できるよう、制度をより安定的に効率的かつ持続可能なものとするのが求められております。これらの課題に対応するため、自立支援法が平成17年11月7日に公布されたところで

あります。

初めに、障害者福祉サービスのうち、介護の支援を受ける介護給付について申し上げます。

介護給付につきましては、平成18年4月から、障害者自立支援法が施行されることに伴い、障害者が支給申請を行い、障害への状況について調査が行われ、その結果に基づいて認定審査会が審査判定を行い、障害者の福祉サービス料が決定されることとなります。現在、障害者支援費での給付を受けられている方につきましては、平成18年9月末まで現在の給付が受けられることとなります。

介護給付内容といたしましては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所、共同生活介護、通称ケアホームなどとなります。

次に、訓練給付ではありますが、障害福祉サービスのうち、訓練等の支援を受ける自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、通称グループホームがあります。

次に、地域生活支援事業について申し上げます。

障害者・障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを供与するとともに、障害者などの権利の擁護のために必要な援助を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付または貸与、障害者などの移動を支援する事業などがあります。

また、重度障害者利用のケアホーム、いわゆる障害者療養入所施設及び医師在籍型グループホームがありますが、現在、田村市の身体障害者5名が利用しておりますが、今後も引き続き入所を希望されるものと思われま。

次に、小規模作業所につきましては、平成18年度は、現在の県補助2分の1の事業が継続されることとなりますが、法人などの運営する小規模作業所が、基礎的な事業のほかに機能・体制の強化をする場合には、国庫補助が加算されることになっております。その補助の詳細な方法については、今後決まってくるものと考えております。

利用者の介護給付等の利用負担額は、介護給付等に通常要する額の100分の10を原則としておりますが、利用者の負担が多額となる場合などについては、家計に与える影響などを考慮して、負担割合の引き下げを行うなど、負担の軽減措置を講ずることとしております。

障害者自立支援法における田村市の役割についてのおたただしであります。障害者がみずから選択した場所に居住し、または障害者などがその有する能力及び適性に、自立

した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者などの生活の実態を把握しながら、関係機関との緊密な連携を図り、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、障害者などの権利の擁護のために必要な援助を行ってまいることになります。

この障害者自立支援法につきましても、国・県そして今後市町村の方に説明があるということも聞いております。このように、4月1日から始まる法律に、我々市町村の職員がどうやって対応できるかという苦慮の面もあることも御認識いただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） ただいま市長から説明がありました。前回、議会でも質問ありました。この中には、障害者福祉計画の作成について質問があったと思います。これらについてはやはり省令との関係でまだできていないのでしょうか。当局の答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

ただいま申し上げましたように、18年度の障害者自立支援法に基づく福祉計画、これについては、18年度は計画等の予算を計上いたしておりますので、今できておりません。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

○25番（吉田文夫） 障害者の制度が大きく変わる特徴は、障害者の応益負担、1割負担だと思います。重い人ほど負担が大きくなるというふうな問題だと思います。この辺もどうか十分対策を講じられるような自立支援法、市の役割もつけ加えていただきたいなど、そんなふうなことをお願いいたしまして私の質問を終わります。以上です。

○議長（三瓶利野） 吉田文夫君、ちょっと待ってください。

先ほどの改正介護保険法についての質問の中で、再々質問に対する答弁を当局の方に改めて求めることにしますので、それが済みましたら終結すると、このようにしたいと思います。

それでは、当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 先ほど、介護をする家族に対する支援というふうなことでございましたが、これらにつきましては、家族介護教室、それから青年後見人制度事業、住宅改修支援事業、介護用品支給事業、介護者介護人手当等を行ってまいります。

また、先ほどの中で激変緩和というお話をしましたが、これにつきましては、地方税法

の改正によりまして、今まで非課税の方で今後課税となる方がございますが、このような方について保険料が急激に上昇することになります。先ほどお話ありましたように、大変アップするというふうなことがございました。そのために、急激な変化を和らげるために激変緩和措置というものを行うものでございます。対象者につきましては、平成17年1月1日現在で65歳以上の方で、地方税法の改正の影響で本人非課税が課税となる方、またその家族の方がこれに該当することなどによりまして、介護保険制度が急激に変化する方についてでございます。18年、19年度については、賦課する金額を差し引いた段階で、段階的に変化させるというのが今回の激変緩和という内容でございます。

○議長（三瓶利野） これにて25番吉田文夫君の質問を終結します。

暫時休議いたします。

再開は2時10分といたします。

午後1時58分 休議

---

午後2時10分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、15番新田耕司君の発言を許します。新田耕司君。

（15番 新田耕司議員 登壇）

○15番（新田耕司） 所属常任委員会の所管事項であります、さきに通告のとおり、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

平成18年度田村市施政執行についてを伺います。

今定例会に本市の平成18年度一般会計及び各会計の予算が提案されました。本年度は、合併2年目を迎え、名実とも本格的な市政運営のための予算であります。特に、新市建設計画に位置づけられた重点施策、市税への減少を食いとめる対策、交付税交付金の減額と税源移譲による財政運営、少子高齢化、改正介護保険法による虚弱高齢者対策、その他、市庁舎建設計画、社会資本の整備等、難問が山積しております。これらの施策をどう位置づけ、最重点施策をどう執行していくのか伺います。

また、問題点の中から、次の点について当局の考えをお伺いいたします。

まず、2005年6月、国の介護保険法の改正に伴い、2006年4月1日から地域包括支援センターの開設が義務づけられました。本市における開設作業は順調に行われ、その内容が

明らかになってきたと推察いたします。

そこで、通告のとおり具体的にお伺いをいたしますので、明快なる答弁を求めます。

まず、改正法の三つの柱とする介護予防の推進、食費、居住費の見直し、地域サービスの提供であります。これらを推進するためには、まず、市町村の責任で行わなければなりません。業務内容のうち、高齢者の総合相談、要支援者の介護予防マネジメント、地域関係機関のネットワーク等、今まで在宅介護支援センターが担ってきた役割をどう分担していくのか伺います。

次に、地域のケアマネジャーのバックアップ体制をどうするか。今までのように、ケアマネジャーの抱えているさまざまな悩み等を解決するところがなかったため、一人で悩んでいることが多かった人、経験を積んだ専門相談員が必要と考えられますが、これらの体制はどのようにするのか。

また、今までの要支援や要介護1の軽度者に対するサービスを、今後はできるだけ自立した日常生活を送り、廃用症候群にならないようにするための方策を考えなくてはなりません。その方策を伺います。

次に、支援センターには専門職を最低限3名配置しなければなりません。しかし、本市においては、クラスター方式により五つの行政局になっており、本庁1カ所では広範囲なサービス提供は難しいと考えます。これらの解決策を伺います。

次に、スタッフの構成ですが、高齢者の総合相談業務、介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのバックアップをどう位置づけるのか。また、ケアマネジャーの研修が必要と考えますが、現場に即した実効性のある研修をどういうふうにするのかお伺いいたします。

次に、虚弱高齢者の支援事業ですが、従来の立派な施設によるデイサービスよりも、自分で通って来られるぐらいのサービス拠点で、地域密着型サービスをすることが大切と考えますが、どう取り組むのか伺います。

また、夜間対応のホームヘルプ事業は、どのようにして行うかを伺います。

次に、これらの事業を行うのに、利用者の虐待防止と権利擁護が一つの大きな課題になってくると考えられます。家族や民生委員等とともに綿密に連携を図り、虐待等の早期発見に努め、速やかな解決策を講ずるべきと考えますが、これらの体制づくりを伺います。

また、認知症高齢者の介護については、お互いに難しいことが予想されますが、適切な対応策を伺います。

以上の点について当局の答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 新田議員に申し上げますけれども、質問事項1件のうちの、今1点目について質問が行われましたけれども、2点目、3点目がありますので、それも含めて質問を続けていただきたいと思います。

○15番（新田耕司） それでは、角度を変えて質問をいたします。

2点、国民健康保険特別会計予算についてをお伺いいたします。

新市建設計画5町村合併協定書により、国保税の課税方法と18年度の予算計上における課税方法を、対照表をもって説明して、その根拠となる資料をお示しいただきたいと思えます。

3点目、行政機構改革について、18年度における市部局、グループ、所管事務分掌をお示しいただきたいと思えます。以上です。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 15番新田耕司議員の平成18年度田村市施政執行についての御質問にお答えいたします。

初めに、平成18年度一般会計予算の重点施策等について申し上げます。

田村市の財政は、その多くを地方交付税に依存しております。また、市税は、首都圏を中心とした都市部においては景気の回復基調が見られるものの、依然として地方経済は低迷が続いており、今後も市税の伸びは期待できず、地方交付税も大幅に削減されるなど、一般財源の確保は、これまでになく厳しい状況となることを見込まれております。一方、歳出面におきましては、公債費や扶助費などの義務的経費の増加等により、財政状況はこれまで以上に困難な状況が続くものと予測いたしております。

このため、財政運営においては、収入に見合った財政規模を基準とし、限られた財源の中で市民サービスの低下を来さないよう、予算の効率的執行と財源の増収確保を図るとともに、予想される後年度財政負担の増加に対処できるよう、節度ある財政運営に努める必要があると考えております。

平成18年度予算は、このように大変厳しい行財政環境のもとで合併の効果を最大限に引き出すとともに、本年度を、田村市が将来ともに持続可能な行財政基盤を確立する年と位置づけ、事業の重点選別と効率的な配分に徹して編成し、御提案申し上げた次第であります。

予算編成に当たりましては、進行する少子高齢化、国際化、高速交通化、高度情報化といった社会情勢の変化や、多様化・高度化する住民ニーズへの的確に対応するため、保育料

無料化など、子育て支援を初めとして合併特例債、過疎対策債、辺地対策債などを活用し、市内の幹線道路及び地域の生活道路整備、消防防災施設の整備、地域の集会施設、市営住宅の水洗化と下水道接続などの整備を図ってまいります。

また、古道小学校校舎改築事業や関本小学校校庭拡張事業、芦沢小学校校庭造成事業などの学校教育施設整備、次世代への人材を育成する観点から三世代ふれあい交流施設の整備を進めるほか、全中学校へ専任の外国人英語指導助手の配置、全市統一の中学生海外派遣研修事業を行うなど、国際化に対応した取り組みを行ってまいります。

次に、改正介護保険法について申し上げます。

介護保険法の改正に伴ない、新たに地域における総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援を担う地域包括支援センターを平成18年4月から設置し、新たなサービス体系として創設することになりました。

当初、地域包括支援センターの設置について、国及び県では、市町村がみずから運営するようにとのことから、田村市が直接運営することで事務を進めてまいりました。しかしながら、設置準備を進める中で、地域包括支援センターの業務内容、直接利用する要介護高齢者の利便性、組織体制、介護保険制度の窓口としての在宅介護支援センターの役割等々から多角的に再検討した結果、田村市は、地域包括支援センターを社会福祉法人田村市社会福祉協議会に委託することといたしました。

次に、地域包括支援センターの役割について申し上げます。

高齢者が、住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく提供することが必要となります。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として設置されます。

次に、地域包括支援センターのポイントについて申し上げます。

地域包括支援センターは、生活機能の低下している高齢者に検診の結果などを確認するとともに、日常生活の問題点などの聞き取りを行い、介護予防サービスの対象となる方を、専門職により、地域でできるだけ自立した生活を継続できるようマネジメントを行うこととなります。

次に、地域包括支援センターの職員配置計画について申し上げます。

地域包括支援センターに配置する職員計画につきましては、田村市の高齢福祉担当課と連携を図れる体制をとりますとともに、田村市から、地域包括支援センターを委託する社会福祉法人田村市社会福祉協議会に保健師1名を派遣することにいたしております。なお、職員の構成につきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のそれぞれ専門職員1名ずつを地域包括支援センターに配置し、社会福祉法人田村市社会福祉協議会の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサブセンターとして位置づけ、一体的な形で運営をしていくことを検討しているところであります。

次に、新予防給付の要点について申し上げます。

地域包括支援センターで作成するケアプランに基づき、その事業を一定期間受けた状況の評価を行い、改善するマネジメントの継続により、要介護者にならないように努めることであります。

次に、通所サービスのプログラム策定について申し上げます。

デイサービス事業のうち、要支援1と要支援2の高齢者に提供されるサービスは、現在のサービスに加え、新たなプログラムとして運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等の付加価値を高めたサービスが提供されることとなります。

次に、ケアマネジャーの研修計画について申し上げます。

ケアマネジャーの研修につきましては、今後予定される各種研修会を積極的に受講させ、研修を受けるよう指導してまいりますとともに、ケアマネジャーの個々の指導については、主任ケアマネジャーが行うこととなります。

次に、地域支援事業と虚弱高齢者の取り扱いにつきましては、介護保険の対象とならない虚弱な高齢者に、生活機能の低下を抑え、介護状態にならないよう機能の向上に努めるため、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を通所型及び訪問介護予防事業の地域支援事業、いわゆる介護予防サービスを実施してまいりますこととしております。また、夜間対応のホームヘルプ事業につきましては、田村市内へのサービス提供事業者は、社会福祉法人田村市社会福祉協議会が午前7時から午後9時まで、訪問介護ステーションさくらが午前6時30分から午後7時30分まで、たむら農業協同組合が24時間対応することでおりますが、現在の利用者は、午前7時から午後6時30分まで、ヘルパーステーションすみれでも、24時間対応することでおりますが、現在の利用者は、午前6時30分から午後9時30分までと伺っております。

次に、虐待防止と権利擁護のマニュアルの策定について申し上げます。

高齢者の権利侵害の未然防止と虐待の早期発見や適切な対応のための啓発や相談、地域のネットワークの充実を図るとともに、高齢者がいかに自分らしく尊厳ある生活を送れるよう専門的・個別的ケアや問題を抱えた家族関係の再構築支援のための取り組みを進めていくために、関係機関等と協議を重ね、マニュアルの整備を図ってまいります。

次に、認知症高齢者への対応につきましては、在宅に近い形の介護予防認知症対応型協同生活介護、いわゆるグループホームでの共同生活を送りながら、スタッフによる介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護が受けられることとなりますとともに、専門家による予防教室の開催、知的機能改善訓練、趣味などの生きがい活動の推進、さらに家族や支援する方々の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険税の課税につきましては、合併協定書の中で、国民健康保険税率については不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整するとなっておりますことから、平成18年度の国民健康保険税の算定に当たりますには、平成17年度に引き続き旧5町村ごと、いわゆる行政局管内ごとに異なる税率となる不均一課税となっております。平成18年度の国民健康保険税の見込み額につきましては、現状の医療費見込み額による予算上の積算はいたしておりますが、税率の本算定は、平成17年所得の確定を待たないと算定できないことから、田村市議会6月定例会で対照表をお示しし、御審議いただくこととなりますので、今後、医療費の推移や決算状況、医療制度改革の動向などを踏まえ、税率の算定を進めてまいります。

次に、行政機構改革について申し上げます。

田村市の行政組織機構につきましては、合併協議会の中で協議された現在の行政組織機構により事務を執行してまいりましたが、私は、現地解決型のクラスター方式が十分に機能しているのか、また、今後10年間で120名の職員削減プログラムを達成するためには、現在のままの行政組織機構で可能なのかなどを改めて検証する必要があるとの考えから、部長等に田村市行政組織機構等検討委員会での検討を指示いたし、部長等並びに課長等連絡会などにおいて検討させてまいりました。

基本的な考え方といたしましては、クラスター方式による現地解決型を踏襲する考えのもとに行うこととし、速やかに見直しすべきもの、今後将来にわたって見直しすべき事項等に分けて検討させました結果、速やかに見直しすべき事項につきましては、出納分室で事務を取り扱っているものは、一部の支払い事務を除き収入事務のみの現状からして地域振

興課内で行うこと、また、合併時の混乱を招かないため、合併前とほぼ変わらない税務体制を地域振興課内で対応しておりますが、5 行政局での課税及び徴収対応でなく、本庁税務課の税務体制を強化し、課税及び徴収事務を一体的に行うこと、さらに、商工事務につきましては、行政局は農林商工課、本庁は産業課であることから、商工事務は行政局の窓口業務を除き、本庁産業課に一本化することなどにつきまして、できれば本年 4 月 1 日からの人事異動とあわせて一体的にできるか、十分調整してまいる考えであります。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 再質問、まず 1 点ですが、18年度の施政執行の中で、特に目玉となっております保育料無料化、これらについては、全市民を挙げて歓迎しているところではございますが、ただ一点懸念される点でございますが、今まで建設計画の中に老朽化しております幼稚園・保育所の改築、統廃合、それから幼児センターと申しますか、そのような計画が今後遅れてくるのではないかという心配もございますので、それらについて、無料化によって、それらが犠牲にならないような今後の対策をどういうふう考えておるのかをまずお聞きしたいと思います。

それから、地域包括支援センターの中で、ケアマネジャーのバックアップ体制ということでございますが、今までケアマネジャーは悩みを抱えても、なかなか相談するところもないということで、それらについて救いをするために、特に経験を積んだ専門相談員を配置するようという内容も含まれておりますが、それらの専門相談員をどのようにこれから配置していくのか、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、国民健康保険税でございますが、これらは、合併協定により不均一課税ということで、引き続き18年度もそれらに沿って税率を踏襲していくというようなことございますので、それらについては了解をしたわけでございますが、問題は、介護保険の保険税が上がるということで、第 2 号被保険者の国保税それから介護保険税が一体化されて徴収されておりますので、どうしても徴収率が下がっていくのではないかという懸念がございます。これら徴収率が下がってきた場合において、果たして、国保はともかく、介護保険の保険税の方を優先して徴収していかなければならないと思うんですが、それらの対策についてをお聞かせ願いたいと思います。

それから、18年度の組織機構図でございますが、若干 1 年を経過して、いろいろと不都合な点があるということで軌道修正をするようではございますが、これらについて、職員が困惑しない状態でスムーズに移行できるような措置をきちっとするのかどうかということ

とをお聞かせ願いたいと思います。

それから、前後になりますが、この地域包括支援センターを田村市社協に委託するという経緯について、実は、前回の議会では、市長から、田村市がこれを行うということの答弁でございましたが、田村市社協に委託するという、それらについてはもういろいろと検討を加えた結果ということではございますが、介護保険の特別会計にこの地域包括支援センターが組み込まれていく中で、本庁の目が行き届かなくなってしまうおそれがあるのではないかという懸念もございますので、それらについての監視というか指導体制を、これから社協の方にどういうふうにしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

最初の平成18年度保育料あるいは幼稚園の5歳、4歳児の無料化に伴い、老朽化された幼稚園とか保育所の整備が遅れるのではないかということではありますが、新市建設計画に基づいて、その保護者の方がどのような見解を持って保育させるのかにもよりますが、新市建設計画に基づいて、そしてまた各町村から重点施策として上がってきたものは、合併特例債の中で、今後10年間で整備を図る計画を樹立いたしておりますし、また、そのときの対応によっては新たに整備も必要になるかもしれませんので、それは対応してまいりたいと思っております。

第2点の地域包括支援センターの中で、ケアマネジャーの悩みが多いと。大変な、いわゆる一人で50項目をやらなければならないということではありますが、そういう悩みも聞いております。基本的に一人のケアマネジャーが50人、それが田村市全体になった場合に、そのケアマネジャーが十分対応できるかということではありますが、これについても後ほど申し上げたいと思いますが、国から急遽来ますと、我々田村市、市町村ではなかなか対応ができない面があります。

まず、今、市町村の人員を削減しろと、そして我々みずから削減している中で、新たなこういうものといったら専門士を3人置けと、そのほかに置けとなると、果たして、地方の職員を減らすどころか、国が一方的にこういうもの決めたからそこには配置しなさい、さらには、おただしのように、ケアマネジャー一人で、田村市内の全体で50人ができるかどうかという悩みもあります。そしてそういうケアマネジャーの悩みについては、田村市として、そういう専門相談員のような方が必要であるということは認識いたしておりますので、ケアマネジャーの方と、あるいは社会福祉協議会と検討して協議してまいりたいと

思っております。

第3点目の国保税については不均一課税であります。国保税の中に介護保険料も一緒に入っております。これは、介護保険料と国民健康保険税一緒でありますから、分離して徴収できないかという、だめだと。おかしな話であります。介護なら払えるんだけど、国保までは払えないという方がいるんです。それは、「国もおかしいでしょう」と私言っているんだけど、「国保の中に介護保険料も入っていますから同時にもらわないとだめだ」と言うので、両方どっちかが欠けた場合、介護保険料だけは払いたいと思っいる方はおります。しかし、そういう現実の悩みもあります。そういうことで、滞納があった場合には、ますますこの介護を維持していくのは大変だと思っておりますので、滞納について、その本人と直接お会いして、状況を説明するなりして未納のないように、そういうことを御理解いただきながら徴収体制をとってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、組織機構であります。先ほど申し上げましたように、平成17年度1年間過ぎようとしております。そういう中で、果たして本庁の行政機構組織、今の名称がいいのか、あるいは行政局の名称がいいのか。多分、市民の方は悩んでいると思っております。今まで総務課あるいは建設課、産業課とか市民課、あるいは町民課とか住民課という名前で親しんでいたのが、地域振興課あるいは地域整備課という、どこが本当に対応するんだろうかということもあります。そういうふうな、合併して思わぬ、そこまで至らなかったいろんなものもありますが、これは時間的なものもあつたと認識させていただきたいと思っておりますが、そういう中で、職員が困惑するかどうかという、本当にこれは失礼なんですけれども、最初の本庁に行く職員も困惑しております。

それから、本庁の仕事と行政局の仕事、もう一年間過ぎておりますから、どちらがいいかというのはその本人でないと比較できませんが、今聞いている中では、行政局の方の職員の方、本庁の職員からも、一人一人の調書をとっております、異動の考え方。そういう中でも、一部の方は、本庁舎の方に職員が行ったので、2分の1くらいの仕事量だという係もあります。それで今までの人間でいいんでしょうかという素直な職員もおりますし、また別に、合併してこれだけ忙しい、残業もしなくちゃならない。残業すると、市民から、「何で夜間、庁舎の電気を使っているんですか」と、そういう言葉もある。さらには、「残業することによってお金を得たいからやっているのか」と言われたり、いろいろとその職員職員が一人一人違っているのもわかっております。

しかし、この人事異動については、あるいは組織については、私は冷たいものと思っております、命令系統でありますから。しかし、それを温かくするのは人間の心だと思っております。そういう中で、お互いに合併した市の職員となった職員が、これらからの田村市の発展に携わったという誇りを持っていていただきたいと思っておりますのが私の信念であります。ですから、その方がどこに行こうと、同じ田村市として全体の礎の基礎を担う職員でありますから、斎場においても、あるいはごみ焼却場においても、あるいは学校の用務員においても、あるいは給食センターにおいても、さらには産業、土木、農林、あるいは税務、いろいろとその立場で苦慮していると思っておりますが、同じ一体感としていていただきたいというのが私の本音であります。

そういう意味で、特段に体が思わしくないとか、あるいは得手・不得手が特段にあるという場合には、そういう配慮はしていくと思っておりますし、ただ、合併しましたので、距離が遠くなって、都路の市民としての職員が船引の本庁に来ればあります。そして、議会はここにあります。距離も遠くなりますが、しかし、同じ家族という意味で、どこに勤務しようと田村市の職員として誇りを持っていただけるようお願いするとともに、そういう無理な、あるいは無鉄砲な人事異動はしないつもりであります。ただ、職員の考え方が違うことによって他の考えもあるかもしれませんので、御理解いただきたいと思いません。

もう一つは、田村市が行うとしたものを、田村市社会福祉協議会に委託したのは何故かと。前の議会で、田村市が担っていきますということを答弁させていただきました。そして、おただしのように、田村市が一つになりますと、行政局があります。その行政局で果たしてできるのかどうかというのも検討させていただき、さらには、先ほどの専門士、保健師1名、さらには社会福祉士1名、そして主任介護支援専門員1名、絶対条件であります。それは途中から入ってまいりましたから、募集するいとまもなかったということから、田村市の社会福祉協議会では、それぞれの行政局管内で今までのように社協事務を行っております。そしてまた、船引の方に社会福祉協議会の事務所もあります。そういう観点から、田村市の社会福祉協議会と協議の上、できるかどうか、そういうふうなことで、市で担うよりは、当初、田村市社会福祉協議会でできるとすればお願いしたという経過ありますので、さきの答弁と食い違ってまいりましたことについては、深くおわびいたしながら、今後、このようなことになったということではありますが、ただ、これが本当にうまくいくかどうかであります。どちらに持っていても、そのことについては田村市とし

ての責任がありますので、そういう監督体制についても十分社会福祉協議会と連携をとりながら、よりよい後図に向けて施策をしながら、それも地域住民の方々の利便性でありますから、その覚悟は持っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 1点だけ答弁漏れがありますが、介護保険特会の中で包括支援センターの会計処理をするということでございますので、それで、田村市本庁が社会福祉協議会の方をきちっと監視体制としてとれるかどうかということをお願いしたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 介護保険の特会についてであります、これは一本化であります、これで社協の方と連絡がとれるのかということであり、我々行政は行政であります。そしてまた、介護保険というのは特別会計を組んでおります。その特別会計として田村市社会福祉協議会に委託ということであり、これらにつきましてもいろいろと矛盾点はあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、この会計で私は十分対応できるものと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） 次に、2件目でございますが、年間監査計画と例月現金出納検査の実施状況についてをお伺いいたします。

答弁の内容によっては収入役にも質問をさせていただくかもしれませんが、まず、監査委員の方にお伺いをいたします。

旅費については、計算、目的、履行確認ができる文書の整備が適正になされているか。JR運賃、バス、タクシー等の領収書及び自家用車、公用車の証明ができる証拠書類は確認されているか。また、交際費は適正に確認されているか。個人情報に抵触しない範囲内で確認は守られておるのか伺います。

2点目、資金前渡の旅費計算、目的、履行確認、精算等の手続に違法や不当行為はないか。

これら2点について、もし、このほかに改善措置などがあつたかどうかも含めてお伺いをいたします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。武田代表監査委員。

○代表監査委員（武田義夫） 同じく15番新田耕司議員の質問の第2番目でございます年間

監査計画と例月現金出納検査の実施状況についての質問要旨1点目、旅費・交際費の支出は適正に行われているか。また、2点目でございますが、支出の特例による資金前渡の旅費計算、目的、履行確認、精算等は適正かについてお答えを申し上げます。

平成17年度の年間監査計画につきましては、平成17年5月16日に定めまして、基本方針として監査、検査及び審査の実施に当たり、田村市の財務に関する事務執行及び市の経営に係る事業の管理または事務の執行が、予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施するものであり、特に事務事業の執行が、地方自治法第2条14項並びに15項の規定に基づき行われているかどうかを意を用いております。

実施監査種類としましては、定期監査、工事監査、財政援助団体等に対する監査ほか、例月現金出納検査等があり、時期、方法等を定め、各監査を実施してきたところでございます。この中で、例月現金出納検査につきましては、田村市監査委員条例で毎月25日と定めており、やむを得ない理由がある場合には、これを変更して実施しているところでございます。また、例月現金出納検査の5日前は、事務補助員が予備検査に当たっているところでございます。御承知のとおり、例月現金出納検査の結果につきましては、毎月、市長並びに市議会議長に御報告を申し上げているところでございます。

質問要旨の1点目でございますが、旅費、交際費の支出は適正に行われているかの御質問の件でございますが、旅費の支出につきましては、御承知のとおり、10からの条例と規則があり、旅費に関する条例、旅費の支給に関する規則に基づき正確に計算されているかを、支出伝票で毎月の例月現金予備検査の際に確認いたしております。また、二人以上の出張で自家用自動車等を使用し、他の職員を同乗させた場合には、他の職員の旅費は支給されていないかなども支出伝票をもって確認いたしております。

履行確認等の文書の整備につきましては、今後、例月現金出納検査及び定期監査の際に確認してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、交際費の支出につきましては、資金前渡により支出されておりますが、この件につきましては、新田議員も御承知のとおり、法第199条監査委員の職務権限がありますが、この権限の実例の中で、交際費の内容まで監査することは、経費の性質上適当でないという実例があることから、確認はいたしておりません。ただし、交際費の収支の経理手続等については、監査委員の職務権限であり、適正であることを確認いたしております。

続きまして、質問要旨の2点目でございますが、支出の特例による資金前渡の旅費計算、目的、履行確認、精算等は適正かについて申し上げます。

支出の特例による資金前渡の旅費の支給につきましては、支払い方法及び精算の手続は、地方自治法施行令第4節の第161条資金の前渡の規定並びに同法162条第1項の概算払いの規定により、法令の定めるところにより適時適正に行われており、現在のところ違法や不当行為等はありません。いずれにいたしましても、関係条例並びに規則により、旅費の計算は最も経済的な経路により行われております。

履行確認、いわゆる命令や復命書等による照合につきましては、先ほど申しあげましたとおり、今後、例月現金出納検査並びに定期監査の折に確認してまいりたいと思います。

また、以上2点目の中で、今まで実施してまいりました例月出納検査の中で改善措置があったのかという御質問でございますが、今まで実施してまいりました例月現金出納検査の中で、旅費につきましては改善措置が必要なものはございませんでしたが、その他の費目について数件ありました。この件につきましては、伝票上の指導事項として、出納室を通じ、各関係課に周知するよう改善指導してまいったところでございます。以上です。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） まず、1点でございますが、五日前にこの伝票の確認ということでございますが、すべて補助員によって伝票の確認を行っているのか、一部出納室で行っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、旅費でございますが、市条例第47条に基づいた旅費ということで、違法・不当はなかったというようなことでございますが、例えば、いろんな旅費規定が決められておる中で、距離によって、県内は支給しなくても県外に支給された場合に、旅費・交通費の中で、例えば、個人によっては減免措置を講ずることの権利を持っている人もおると思いますので、それらの人が旅費規定に基づいて旅費を資金前渡なり使用した場合、それらを確認して、概算払いでも結構ですが、実際実費を使っていたかどうかという確認をしているかどうか、最終的な復命をきちっとさせているのかどうか、それらによって、精算払いで余ったのを返せというようなことがあったのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。武田代表監査委員。

○代表監査委員（武田義夫） まず、第1点目の例月出納検査の五日前の予備検査の際、職員が伝票確認しておりますけれども、私ども2名の監査委員も、伝票は必要に応じて確認をいたしております。

また、旅費の市条例に基づく47条の関係でございますが、減免措置があった場合の支払い、これについては確認しておりませんので、今後、例月出納検査並びに定期監査の際に

確認してまいりたいと思います。（「出納室」の声あり）

なお、1番目の再質問の中の伝票の確認の件でございますが、これについては、予備検査の際に職員が2名で全部確認いたしております。（「出納室ではやっていないということですか、そうすると。すべて補助員がやっているということで、出納室でやっている確認はないということですか」の声あり）予備検査の伝票確認については、あくまでも検査のための確認というふうなことで御理解いただきたいと思います。例月出納検査の際の確認というふうなことで伝票を確認しております。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） それで、監査委員の範囲外で答弁できないと思いますので、まず収入役にちょっとお聞かせ願いたいんですが、出金・入金伝票の確認は出納室で行っていると思いますが、それらの中で、備品購入とかで、収入役が必ずそれらの確認の検収をしなければならない項目については検収されているのかどうかを、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 収入役。

○収入役（村上正夫） 15番新田耕司議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、いわゆる旅費に限らず、すべての支出がそうでございますが、長からの支出命令につきまして、書面によりまして法令等に規定してありますそれぞれの審査確認をいたしまして、適正なものを支出いたしておるところでございます。したがって、公金の収入それから支出を含めましたそれぞれの会計事務につきましては、収入役の職責のもとに適正に会計事務を行っているというふうに認識をいたしております。検収をいたしておるということで御理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（三瓶利野） 新田耕司君。

○15番（新田耕司） これにて一般質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて15番新田耕司君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時03分 休議

---

午後3時15分 再開

○議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き一般質問を続けます。

次の質問者、2番木村高雄君の発言を許します。木村高雄君。

(2番 木村高雄議員 登壇)

○2番(木村高雄) 通告によります4項目について一般質問を行います。

まず、最初に介護保険制度でありますけれども、吉田文夫議員と共通するような質問、また答弁が返ってくるかと思いますが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

介護保険制度の見直しによる新たな制度がスタートします。第3期の介護保険制度があと1カ月と迫っている中で、田村市としてこれから3年間どう運営していくのか、厚生労働省の2015年の高齢者介護のあり方とあわせながら、その方向性について質問をいたします。

まず、第1点目については、第1号被保険者の介護保険料は幾らになるのか。また、その算出根拠はどのようなものであるか。

2番目に、田村市内の施設入所者の待機者は何名になるのか答弁を求めます。

さらに、3番目に、2005年度からの三位一体の改革に伴い、公的介護サービスについては社会福祉施設整備への補助金が廃止され、都道府県や市町村に対する交付金とされたものであります。政府は、これによって地方自治体の裁量を強めることができると説明しておりますが、実態は、基盤整備における国の負担を減らし、矛盾を自治体レベルに押し込めることは明らかであります。しかし、待機者解消、地域密着型サービスに対するためにも、地域介護・福祉空間交付金計画が必要であり、この計画をどのように実施するのか答弁を求めます。

○議長(三瓶利野) 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長(富塚宥暁) 2番木村高雄議員の介護保険制度についての御質問にお答えいたします。

初めに、第1号被保険者の保険料とその算出根拠について申し上げます。

介護保険料につきましては、現在、旧町村ごとに定めた保険料率により賦課徴収を行っておりますが、合併協定書で第1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき統一するとされておりますので、平成17年度に行われた国の介護保険制度の見直しを踏まえて、平成18年度から3年間における高齢者及び認定者の状況や、介護サービスの利用状況などを推計して保険料を算出し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会で御審議をいただき、平成18年度から平成20年度までの3年間の介護保険料を

算出したところであります。その結果、保険料の基準額を旧町村の月額平均 2,715円を 835円、率にして30.8%を引き上げ、月額平均 3,550円とし、それぞれの所得階層に応じ、年額を定めていくことになりました。

また、低所得者に配慮した所得段階を現行の5段階から6段階に設定するとともに、平成17年度に行われた地方税法の影響による激変緩和のため、段階的に保険料率を引き上げる経過措置を講じてまいります。

なお、22番石井俊一議員の御質問の答弁でも申し上げましたが、田村市介護保険条例の一部改正する条例につきましては、国の政令等の通知がおくれておりますが、今議会には追加提案できるものと考えております。

次に、田村市内にある施設入所の待機者数について申し上げます。

田村市内にある各施設の待機数については、重複して申し込みしておりますが、特別養護老人ホーム2施設で251名、また老人保健施設2施設で105名、療養型医療施設1施設で17名、認知症対応型グループホームは市内6施設で3名となっております。

次に、地域介護・福祉空間整備交付金地域整備計画はどのような方向で策定するかについて申し上げます。

地域介護・福祉空間交付金は、国民が住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら、介護サービス基盤を整備するために支援する交付金であります。これら市町村の整備計画策定につきましては、今後3年以内に施設整備することについて明示することになるものですが、今後の待機者の負担を含めた動向や施設整備のあり方、高齢者のニーズなどを十分勘案しながら、長期的な視点に立って整備計画策定に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） まず、第1点目の保険料の問題なんですけれども、30.8%ということで大変な値上げがされたわけなんですけれども、これについては、国の高齢者に対する負担増ということを行ってきたのが一つの要因だというふうに見受けられるわけなんですけれども、一つには、平成16年度の税制改正では、公的年金などの控除の縮小と高齢者控除の廃止が決定されたわけであります。これに加えて、平成17年度税制改正では、定率減税の半減、また現在、65歳以上の高齢者は125万円までは住民税が非課税となっておりますが、この制度を廃止するというものであります。このため、高齢者の住民税は2006年度に公的年金控除の縮小、これは140万円から120万円になるわけでありますけれども、ま

た、高齢者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の半減という四つのいわば改悪ということが行われたわけでありましてけれども、しかし、この保険料の問題に対しては、やはり納めなければペナルティーと称して、実際介護サービスを受けるときに3割の利用料にふえるとか、そういったことがあるわけで、ここで考えなければならないのは、やはり全国でも実施している保険料の減免制度、こういった市独自の減免制度をやっぱり実施すべきではないかと思いますが、これについて答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

保険料率、平均的に30.8%の値上げになると思います。これは、利用者がふえていて、その利用者の分を40歳以上からのいわゆる皆さんで支えていこうという金額になりますので、その分子と分母がということも先ほど申し上げましたが、そういう中で、確かに高齢者にとりましていろいろと定率減税とかありますが、先ほどから申し上げましたように、この介護保険料について、田村市の一般財源が12.5%ということになりますので、これはもし施策としてできるなら、当然そういういろんな面で負担を軽減できると思います。それは、なぜかという、その一部の地域で介護保険料がゼロとなると、住民票の異動とかいろいろとあるんじゃないかという国の考え方ではありますが、我々地方といたしましても、介護保険料も自治体のみでは恐らく今後運営ができないんじゃないかと私は考えております。

しかし、今の現行の中では、そういう田村市民の方々が利用するということから、支える我々の方が払っていかなければならないと思っておりますし、また、確かに高齢者の方々にとっては厳しい財源の中になろうと思っております。その負担の増になることは十分承知ではありますが、一般財源を投入することは今できないものと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 今のところ、介護保険料の減免措置は行わないということでありましてけれども、ただ、先ほどの議論の中にありましたように激変緩和措置、これについてはあくまでも2年ということですから、それ以後は既定の介護保険料になるということで、そういう意味で、やはりお年寄り、65歳以上の保険料については、やはり今回の値上げによって相当の負担がふえるということでありまして。ただ、こういった状況の中でも、厚生労働省の調査でも、2005年4月現在で、保険料の減免は471自治体の保険者が行っているわ

けであります。利用料軽減については 581の保険者が取り組んでいるという実態もありますので、今後の財政状況を見きわめながら御検討をいただきたいというふうに思います。

さらに、地域密着型サービスということで、私なりにまとめてみたわけなんですけれども、今回の制度改正では、地域密着型サービスの中に小規模多機能居宅介護というサービスが誕生することになります。これは、従来の特別養護老人ホームのように鉄筋コンクリートづくりのお金をかけた立派な建物をつくるということではなく、地域の空き民家、既存施設などを利用して、地域とのおなじみの関係を継続しながら介護していくというものであります。対象者は、要支援1から要介護5までの通いをベースにしなが泊まりも可能なサービス形態であります。つまり、生活圏域で高齢者を支えていこうという考え方に立つもので、この生活圏域というものは、小学校区や中学校を指しているものであります。

少子化で子供の数は少なくなっているわけですが、高齢者はこれからも生活圏の中で生活していくということを多くの方々が希望しているわけであります。そして、この財政的な面でも、地域介護・福祉空間整備交付金並びに地域介護・福祉空間推進交付金の整備を使えば補助金も交付されます。また、その小規模多機能介護には、空き校舎の利用を国が進めており、さらに交付金の加算があるとも聞いております。そして3年後の介護保険制度では、障害者も対象とする包括的なケアマネジメントの導入を国が示しているものであります。そのときに、小規模多機能居宅介護が障害者ケアへの道を開くことにもなるものであります。

いずれにしても、実際に実施するには過去に事例がないわけですから、ケアの質を担保することなどを乗り越えなくてはならないハードルが予想されるわけですが、そこは、しかるべき法人に委託して、小学校の空き校舎を利用して、こういった取り組みを検討していくこと、高齢者保健福祉計画に盛り込むことが大切ではないかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（三瓶利野） 富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 国が言っている前に、私、町長に就任する前から、学校統合で空き学校、いわゆる廃止されたらどうなるんでしょうかと。まず養護学校を検討する。それから障害者の施設として開放できる。あるいは、都会から学校に、いわゆる箱物としてある部屋であります、ベッドとおふろがあればほとんど間に合う、そういう宿泊施設等にも利用できる。あるいは地域住民が、その情報発信としてのいわゆる情報ネットワークの施設としても利用できる。今回は、認知症という形になりました。それは私はもう各地域で

お話は数年前からさせていただいております。空き店舗もそうです。そして、冬の間でも、滝根の方で不幸にして火災で亡くなりました。そういう方々が冬期間の間、あるいは救急車が行かない、或いは病気になったときに連絡できない、そういうときに空き店舗あるいは空き家、そして学校の施設が利用できないかということはお話しいたしております。さらには、学校については、もっといろいろな開放できる分野がございます。

そういうことは、もう既に我々の方が考えておまして、例えば大久保小学校があります、今度統合されれば。それから船引でも5カ所の学校があきます。そしてまた、山根小学校も今検討すると思っておりますが、そういう学校が廃止された場合、市全体の中でこの地域がということを考えながら、障害者の自立支援、あるいは障害者が社会復帰する場、そしてまた認知症だけへの学校の開放、あるいは別な、そういう復帰するため、企業からの支援を受けながら、いわゆるものづくりをして、そして販売できるようなそういう施設、そういうことが今言われている地域介護、地域に密着したということは、既に田村市としてももうスタートいたしております。そして今現在、来年度の予算の中でも、それらも検討していきたいというふうに考えております。

さらに実施する場合、そして今、学校の統廃合が一番早くても20年の4月でありますので、今の段階での学校開放は18年と19年度は少し難しいかもしれませんが、空き教室、空き店舗、空き家というのは、その相手方もありますが、そういう方々をお願いすることも不可能ではないと考えております。ただ、入る方が、今度はそこを希望するかどうかというのもまた大きな課題でありますので、行政局管内の地域の中にそういったものが必要であるというふうなことになるれば、当然そういう施設を利用してやっていく。そのためのいわゆる交付金の限度額が3カ年分で1億円ですから、国も多分そういう既存の施設を使えば安く上がるでしょうと言って、お金を減らしながらこれでやりなさいと。ですから、地域はもう既に地域住民のためにやっていると思っております。そういうことで、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 答弁漏れがあるわけですね。（「はい」の声あり）それじゃあ、当局に答弁漏れが1点ありますので、検討願いたいという事項であります……。 （「介護保険料を検討していただきたいと申したんですけれども」の声あり）

富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 介護保険料については、先ほど申し上げたつもりだと思いますが、国・県・市がそれぞれのパーセントで決まっていると。それについて、じゃあ、そういう高

齢者の方々の負担がふえるので、それについて田村市としての減免とか、あるいは負担軽減のために田村市独自の施策はないかということでもありますか。それについては、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 次の質問に移る前に、急速な高齢化の中で、2015年には団塊の世代、65歳以上の現在 1,000万人の後期高齢者が、2025年には 2,000万人になるという統計もあります。こういった面からも、やはり既存の空き家、空き校舎などを利用しながらこういった事業計画の策定も必要ではないかと思えます。

また、地域包括センターについて、高齢者を対象にするのは今度の第3期の見直しだけであって、それ以降は障害者も包括的にやるというふうな方向で動いておりますので、そこら辺も考慮に入れながら、ぜひともこの計画を進めていただきたいと思います。

2番目の高額医療費の受領委任払い制度であります。

高額医療費の受領委任払い制度は、医療機関への支払いが困難な方に対し、高額医療費として支給される金額を、市国保から直接医療機関に支払うことにより申請者の一時的な負担を軽減する制度であり、田村市でもぜひ実施すべきではないかと思えます。ひとつ答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 次に、高額医療費受領委任払い制度についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険に係る高額療養費の支給につきましては、国・県の指導に基づき、償還払いの原則により、現在、被保険者が自己負担額を支払った上で申請いただき、内容を確認し、支給いたしております。高額な医療費の支払いに困窮する方に対する制度といたしまして、田村市高額療養費貸付基金を設けておりまして、高額療養費の 100分の90を上限とし、無利子で医療費の支払いに必要な資金の貸付を行っております。また、この貸付金を直接医療機関へ支払う委任払い制度を導入しているところであります。この貸付基金制度については、合併後、現在まで95件の利用があり、このうち約9割の85件の方々が、委任払いを活用しているところであります。今後も償還払いと貸付基金制度にて対応してまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 再質問でありますけれども、75歳以上の高額医療費の、または75歳未

満の高額医療費申請者は何名で、率合いにすると何%になっているか答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 高額療養費等の支給率について申し上げます。

国民健康保険につきましては、合併後、対象となる者は 2,883件、2億 3,259万 8,247円に対しまして、支給済みが 2,307件、2億 1,800万 7,697円ですので、件数で80%、金額で94%となっております。また、老人医療に係る分につきましては、同じく合併後、対象となる者は 5,878件、2,393万 462円に対しまして、支給済みが 4,566件、1,880万 1,360円、件数で78%、金額で79%となっております。申請のまだできていない2割分につきましては、申請されるように解消に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 高額医療費は、医療制度の後退ということで大変な負担がかかっているわけでありませけれども、こういった制度を知らない人、特に高齢者に幾ら説明してもわからない面が、こんな言い方は失礼ですけれども、なかなか納得できないということもあります。ただ、それにしても、やはり20%の方がこういった未申請のままということになれば、やはり貸付制度はあるとしても90%は貸し付けするんだということになりますけれども、その10%についても支払うのが大変だという事態が生じるわけですね。そういった面からも、やはり受領委任払い制度というのは、支払い請求が来たときに、窓口申請していれば自分の上限額以下だけを支払えばいいということになりますので、今後、こういった制度も検討していただきたいということで再度答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 高額療養費が償還払いになっていることによりまして、国民健康保険制度を改めて認識し、納税に対する理解もいただけるよい機会となっておりますので、今後、償還払いと、この貸付基金制度に対応してまいりたいと、このように考えております。検討してまいります。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 3番目の災害ゴミの処理対策について質問をいたします。

まず最初に、去る1月23日、滝根町入水地区の火災で二人のお年寄りが亡くなりました。心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、近年、地球温暖化が原因での異常気象、予想もしない台風、風水害などによる家屋の倒壊、また火災など、残材処理には多額の費用を要し、災害に追い打ちをかけるもの

であります。被害者の災害ごみ、残材処理に市として施策を講じるべきではないかと思いますが、当局の答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

○生活福祉部長（秋元正信） 災害ごみの処理対策についての御質問にお答えいたします。

大規模な災害発生時に大量発生いたします廃棄物の処理につきましては、国が各地方自治体に震災廃棄物処理計画の策定を要請しております。田村市につきましては、現在、田村市地域防災計画を策定中でありまして、この計画の中で、水害時や震災時の廃棄物対策を盛り込むこととしておりますが、災害の発生時の廃棄物の処理は、広域的かつ長期にわたる対応が必要となることから、田村地方1市2町で広域連携をとり、それぞれのごみ処理施設において処理能力の範囲内で協力し合って処理することとしておりますが、大規模災害の場合、処理施設そのものが被害を受けることも想定されます。そのため、災害廃棄物の処理が困難となった場合は、福島県及び近隣市町村に支援を要請することになっておりまして、郡山地方広域管内及びいわき市並びに磐越自動車道沿線市町村との災害応援協定に基づいた広域連携のもとで対策を進めてまいります。

また、火災残材につきましては、田村市及び田村広域行政組合の処理施設で受け入れ可能なものは、それぞれの施設への搬入となりますが、処理が困難なものや産業廃棄物扱いとなるものについては、民間の産業廃棄物処理業者へ委託して処理をしていただくこととなります。

田村市の施設に持ち込まれた火災残材等の処理経費につきましては、田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づきまして、処理手数料は減免となります。なお、平成18年度から、可燃物につきましては、田村広域行政組合の施設への搬入となりますので、火災残材等の取り扱いについても協議してまいりたいと思います。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 再質問です。

大規模災害等、火災等があるわけでありましてけれども、火災の場合については田村広域行政組合の環境センターで受け入れるということなんですけれども、東部環境センターについては、調べたところによりますと、10センチ以上の残材、角材、そういうもの以外は、電化製品なんなりもすべて引き受けるということになっています。また、船引町の清掃センターについては、5センチ以下の木材については引き受けるということになっているわけでありまして。

ただ、三春町の清掃センターなわけなんですけれども、これについては、太い残材、燃え残りもすべて引き受けるということなんですけれども、ちょっと疑問が残るんですけれども、いろいろ調査した結果、10センチ以上のいわゆる残材、燃え残った木材が、800度の高温でも燃え切らないということを言っているわけなんですけれども、その対処方法として、三春町などでは、残材をチップ化する機械をリースして対処するというふうな方向でやっているということがありますので、田村市においても、一番残材が残るだろうと言われるそういったものについても処理施策を講じていかなければならないのではないかと思いますが、チップ化する機械をリースなどするということも含めて市当局の答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 災害とか火災が発生しなければ一番いいことだと思っておりますが、万が一、不幸にしてそういうことが発生した場合の対応であります。そのときに、あらかじめリースあるいは購入しておくことについては、費用対効果がよく言われるところあります。その費用対効果を見据えて、どちらがいいのかは今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） あらかじめリースするというよりは、いろいろ聞いたところによりますと、そういう災害ゴミを1カ所にストックして、まとまった時点で残材をチップ化するという方法ですので、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

さらに、いろいろ話してみますと、住民の中には、こういった火災などのごみの減免申請の届け出とか、そういう制度があるということがなかなか周知されていないということで、火災に遭った場合に、これは当然産業廃棄物として業者に委託する、そのことによって100万円単位のお金がかかるということがありますので、こういった制度があるということを、やはり広報なりなんなりで住民に知らせていくべきではないかと思えます。ひとつ答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 住民の方にお知らせするのはやぶさかではございません。ただ、今、情報が余りにも多くて、一人の方々が「あらゆるものを知らせろ知らせろ」。そして受け入れる方は、だれかが見たか見ないか、そしてまだ知らないというのが時間の経過とともに発生します。そして、法律も、市の条例も、規則も毎回変わっております。そうなる

と、住民の方々も戸惑うと思います。しかし、そういう長い目で見た場合の減免措置というのは、消防団員の方々とか、あるいは地域の区長さんを通じて、いろんな地域でそういうお話し合い、例えば地域の総会の折とか、そういうところにおいてお話をいただければ一番効果があるものと思っております。

というのは、行政区で、焼き払いとかいろんなことをやるといいますし、地域の消防団の方々が支援していくものでありますので、どうかその辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 情報量が多くてなかなか困惑するということでありますけれども、要は、受け取る住民の側が、これは興味ある記事だなと思えば、それはやはり読んで、ああ、こういう制度があるんだということになりますので、それはひとつ周知徹底していただきたい、このことを申し上げて次の質問に移ります。

最後に、梵天川の河川改修の促進についてであります。

梵天川の河川改修は、懸案であった鉄橋の改修も完了し、上流へと改修が進行していますが、ここに来て、国・県の財政上の理由で改修計画がなく、いまだ完成に至っておりません。市として国・県に要望し、早期完成を目指すべきではないかと思っております。

また、市管理の梵天川の改修についても早期実施すべきではないかと思っておりますが、当局の答弁を求めます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

○産業建設部長（塚原 正） 梵天川の河川改修促進についての御質問にお答えをいたします。

本河川は、2級河川夏井川合流点から菅谷字入水地内の上流部までの延長 3,500メートルであります。未整備のため、大雨時には耕地等へ冠水被害など、大きな被害を及ぼしてまいりました。このことから、県では、河川沿いの耕地等への被害を防ぐため、平成16年度までに2級河川夏井川合流点から上流部の古内橋までの延長約 1,700メートルの整備を実施し、完成しております。また、古内橋付近より上流部については、平成17年度までに部分的整備を実施する災害復旧事業において、左岸総延長約 530メートル、右岸総延長約 754メートルを整備中であり、さらに、災害復旧事業と県単独事業の合併施行により、古内橋から上流側へ延長約 289メートルを平成17年度に整備される予定でありますので、両岸整備済み延べ延長は約 819メートルとなり、未整備延長は約 981メートルでありま

す。今後、未整備区間につきましては、引き続き整備が促進されるよう、県に対して強く要望してまいります。

また、市管理の2級河川梵天川の上流部の早期改修であります。菅谷字入水地内の区間約390メートルにつきましては、平成17年度までに、災害復旧事業として兩岸延べ延長約100メートルが整備され、残りの未整備区間、延長約290メートルにつきましては、国・県補助事業等の要望を含め、整備方法を検討してまいります。

○議長（三瓶利野） 木村高雄君。

○2番（木村高雄） 今まで災害で対応してきたということで、河川改修がところどころまばらに虫食い状態になっているということで、新たな災害を引き起こすという可能性もありますし、現在、もうそういうことが起きてきた経過もあります。ぜひともこのことは国・県に要望していただきたいと、このように思います。

最後に、私は、梵天川の河川改修の問題については議員になる前から取り組み、党の議員団とともに政府交渉、県交渉を行って現在に至ったわけであり。今後も、災害のない安心なまちづくりのためこの問題を追求し、改修の早期完成のために全力を尽くすということを申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて2番木村高雄君の質問を終結します。

次の質問者、31番渡辺ミヨ子君の発言を許します。渡辺ミヨ子君。

（31番 渡辺ミヨ子議員 登壇）

○31番（渡辺ミヨ子） 31番渡辺ミヨ子です。さきに通告しておきました二つの質問をさせていただきます。

市内においての有害図書の販売の厳しい規制を求める。

昨年、広島県初め、他県ではありますが、女兒誘拐殺害事件が相次いで起こりました。本当に痛ましい事件でありました。福島県においては、そのような事件はまだ起きておりませんが、福島県また田村市においても、すぐに通学路の安全対策が進められて、とてもありがたいことと思っております。

私は、至るところで簡単に手に入る有害図書の規制がなければ、欲望に染まった魔の手は、また違う場所をねらっていくと考えます。何事も痛ましい犠牲者が出てしまってから対策は、イタチごっこの始まりと感じます。真の人間として人間を守るための対策をお願いしたいのです。市当局の答弁をお願いします。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

○教育長（大橋重信） 31番渡辺ミヨ子議員の田村市内においての有害図書の厳しい規制についての御質問にお答えいたします。

平成16年度末に公表されました福島県の調査結果によりますと、田村市内には、有害図書の自動販売機が設置されていないとのことであります。また、市が独自調査いたしました結果、有害図書の自動販売機は設置されておりませんでした。さらに、コンビニエンスストアや書店での販売については、平成16年度3月に改正された福島県青少年健全育成条例により、有害図書の区分陳列等の方法や自動販売機に関する規定の見直し、処罰規定の強化など厳しい規定がなされておりますが、田村市といたしましても、警察署や防犯協会、青少年健全育成市民会議各支部と連携し、業者の方により一層の環境浄化と自主規制の協力を今後進めてまいります。また、インターネットの普及により、これらの図書の入手が可能な状況になったことにつきましても、新たに福島県の条例に規制等が盛り込まれておりますので、さきに申し上げました市民会議を初め、PTAや地域の方々と連携を図りながら、事故・事件の防止運動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三瓶利野） 渡辺ミヨ子君。

○31番（渡辺ミヨ子） 答弁ありがとうございます。

私は、子供たちが簡単に買えるコミック誌でさえも、いたいけな女の子の裸の絵などを見ることがあります。こういった図書の氾濫は、若者の心や体をむしばんでいるのではないかと心配します。

今年度になって聞いた話でも、福島県の10代の人工妊娠中絶者の数が全国でワースト2であるというのです。そして、エイズ患者の数も、そのほかにも、20代、30代、40代の妊娠中絶者の人たちがいるのです。生まれるべき胎児を中絶するという行為は、女性に一生の心の傷として残るのです。ただ売れるから売るというこの現状を、私は、女性の、つまり弱者の体を売り物にするというこの現状を厳しく規制してほしいのです。結婚している人たちにも、この若い子供のような体にあこがれる男性が、年々子供を生むたびに老化する相手を嫌い、夫婦仲にも悪影響を及ぼして、離婚者が多くなる原因にもなっているのではないのでしょうか。少子化対策がなされる中、この問題はとても重要な問題であると思います。

また、私は、悪書をなくし、よい図書について積極的に取り上げて、若者によい環境をつくっていただきたく思い、申し上げます。

つい先日、私のところへ、県中教育事務所より地域在宅ケア研修会母子関係の通知が入

りました。平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症やADHD、高機能性発達障害等の軽度発達障害に対する支援の方向性が打ち出された。この発達障害は、子供全体の6%とも10%とも言われている。また、市町村の乳幼児健康診査や保育所等においても、落ち着きがない、人の話を聞かない、怒りっぽい等の子供が見られ、これらの子供と保護者に対し、かかわりを持っているところである。この関係者が、発達障害児の支援のもととなる支援法を理解し、本県の現状と課題及び今後の方向性について知る、発達障害児の早期医療支援について学ぶということですが、県の方では的確に問題を把握し、対策がこのように進められているというのに、私は、とても残念でなりません。

また、私は、この前、環境ホルモンによる複合汚染を問題視した、昭和30年代から40年前後、20年間にわたり教員生活をしていて、今は宮崎大学の先生が書いた本を読む機会に恵まれました。山城 眞先生というこの先生は、今の携わってきた中学生の現状に、何か異変が起きていると気づき、真実を知らない国民のために真実を知らせようと書いた本です。子供から違和感が出てきたと感じ始めたのはなぜだったかわからず、子供たちの体で何かが起きている。まさかそんなことはないだろうという気持ちで調べていったというのです。有吉佐和子の「複合汚染」という本についてもこの本では述べております。「だれか地球を助けてください。今は地球が泣いています」という子供たちの感想文も挙げております。

私も、農薬など一切使わない昭和30年代から農薬を使い始めた40年代の農業をやってまいりました。私は、子供が3人おりますが、長女は30年代生まれ、40年代の男の子を二人生みました。夫が勤めに出ていたために、農薬散布はいつも私の仕事でした。大きなお腹で農薬散布をしていました。私は、いつも散布が終わると、ひどく戻してしまいました。ほかのお嫁さんたちもやっているのに、私は弱い嫁というレッテルをつけられてしまいました。

しかし、今考えてみれば、あれから子供たちの様子がおかしくなっているように思うのです。さまざまな殺人や自殺など、昔は子供にはそういうのはなかったというのです。それは、脳内ホルモンに環境ホルモンが悪影響を及ぼしているからだと言及有吉佐和子は著書で書いているそうです。

本当に子供たちのことを考えて著書を出す有吉佐和子とか、「沈黙の春」を書いたアメリカのレーチェル・カーソンは、本当に優しい心の作家です。本当に子供たちのことを心配して書いている、こういう著書が無にしてはならないと思うのです。それは、とりもなおさず、今なお数多くの人命救助に活躍している国際赤十字も、アンリー・デュナンとい

う人の「ソルフェリーノの思い出」の本をもとにしてつくられたというのです。本人が亡くなって 100年以上においても、とうとい人命救助に活躍している組織は皆さんも御存じのとおりです。この「サラバ環境ホルモン」の本の中に、「先生が悪い、家庭が悪いと戦っているのではなく、環境ホルモンと戦いなさい」と書かれてあります。私たちは今、環境ホルモンと戦うことを考える時期になっているのではないのでしょうか。

宮崎大学地域共同研究センターには、この環境ホルモンを分解する装置の研究がなし遂げられているということです。今、日本人は立ち上がって環境ホルモンを調べ、弱点を探してやっつけるために戦うときではないのか。先日の一般質問の中にもあった安心・安全の輪を、田村市から立ち上げていってはどうか。そして、この自然の豊かな資源を使って子供たちを有害物質から守っていただきたいのです。

この質問は終わります。

次、二つ目の質問に移ります。

交通弱者の生活の安全・安心のために、新多目的交通システムの全市への早期導入を。

今の社会システムは、すべて運転者の都合に合わせてできています。自分で運転できないのは、高齢者や弱者なのです。私たち健常者は、何と愚かなことを平気でしてきたのでしょうか。町中の商店は郊外へ、病院も大きな駐車場のあるところにぽつんとあるのです。一日も早く、我慢を強いられてきた交通弱者のために、新多目的交通システムが全市へ導入されることを望みます。

都路に今ある路線バスは、運行本数も少なく、時間帯も生活に合わないことが多くて、例えば診療所に薬をもらいにいっても、帰りのバスがなく、タクシーで帰らなければならないという事情なのです。私たちは、こういう弱者の立場に立って物事をもう少し考える時代に入ったのだと思います。当局の答弁を望みます。

○議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 次に、交通弱者の生活の安全・安心のために新多目的交通システムの全市への早期導入についての御質問にお答えいたします。

現在、船引町において実証試験運行を行っております新多目的交通システム「船引らくらくタクシー」ですが、低料金で乗合タクシー方式による交通システムであります。この「船引らくらくタクシー」は、船引町中心市街地活性化基本計画の推進事業の一つとして、高齢者の支援と中心市街地など、地域商業の活性化を図ることを目的として船引町商工会が運行主体となり、本年4月から本運行に向けての現在実証試験運行を行って

いるところであります。

新多目的交通システムの田村市全域の導入につきましては、25番吉田文夫議員の御質問にもお答えいたしました。既存の生活バスの利用実態と今後の動向を初め、新多目的交通システム「船引らくらくタクシー」の成果を見きわめながら、地域状況に合った方法、その場合の費用対効果など、あらゆる角度から検討する必要があると考えておりますので、拡大に向けて関係機関と十分な協議をしながら慎重に判断して対応してまいりたいと思います。

○議長（三瓶利野） 渡辺ミヨ子君。

○31番（渡辺ミヨ子） 私は、つたない議員ではございましたが、3年間、皆さんに本当にお世話になりました。いろいろと市長初め、行政執行の皆様、または同僚の議員の皆様に本当に長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（三瓶利野） これにて31番渡辺ミヨ子君の質問を終結いたします。

---

○議長（三瓶利野） これをもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後4時12分 散会